

第3次千曲市行政改革大綱・実施計画

実施結果報告書

平成28年3月

千曲市行政改革推進本部

目 次

○ 実施結果	3
○ 実施結果総括表	5
○ 項目別実施結果	
I 経営の改革【簡素で効率的な行政経営システムの確立】	
1 行政評価制度と事務事業の改善	
1 行政評価システムの恒常化	9 (総合政策課)
2 消耗品の購入・管理の一元化	10 (会計課)
3 温泉施設の指定管理料の削減	11 (生活安全課)
4 枠配分方式による予算編成	12 (行政経営課)
5 入札契約制度の改善	13 (管財契約課)
6 携帯無線機のリース期間延長	14 (危機管理防災課)
2 公共施設等の統廃合	特別対策プラン編 進捗状況報告書参照
3 民間委託の推進	
1 指定管理者制度の導入	
① 屋代駅市民ギャラリー	15 (総務課・文化課)
② 姨捨観光会館	16 (観光課)
③ さらしなの里展望館 1 階	17 (観光課)
④ 体育施設	18 (スポーツ振興課)
⑤ 上山田健康福祉センター	19 (福祉課・健康推進課)
2 官民界調査の民間委託推進	20 (建設課)
4 環境、省資源施策の推進	
1 エコ・グリーンオフィス活動の推進	21 (総務課)
5 情報化の推進	
1 電子申請届出システムの導入と公共施設予約システムの構築	22 (情報政策課)
II 財政の改革【将来を見据えた安定的財政基盤の確立】	
1 市税等の徴収率の向上	
1 徴収率の向上	
① 市税	23 (債権管理課)
② 保育料	24 (こども未来課)
③ 市営住宅使用料	25 (建設課)
④ 同和対策住宅新築資金等貸付金	26 (人権政策課)
⑤ 介護保険料	27 (高齢福祉課)
⑥ 後期高齢者医療保険料	28 (健康推進課)
⑦ 上水道料	29 (建設課)

⑧ 下水道使用料・下水道事業受益者負担金	30	(下水道課)
⑨ その他	31	(学校給食センター)
2 新たな財源の確保		
1 法律相談事業の有料化	32	(総務課)
2 市報千曲及び市ホームページへの有料広告掲載	33	(秘書広報課・情報政策課)
3 産業振興と企業誘致	34	(企業立地推進室)
3 使用料、手数料の適正化		
1 公共施設等に係る受益者負担基準の策定	35	(行政経営課)
2 公民館等の施設に係る実費徴収金の見直し	36	(生涯学習課)
4 事務事業の縮小・廃止		特別対策プラン編 進捗状況報告書参照
5 補助金制度の見直し		特別対策プラン編 進捗状況報告書参照
6 公営企業の健全経営		
1 八幡上水道と稲荷山簡易水道との事業統合	37	(建設課)
2 下水道事業会計の健全経営	38	(下水道課)
Ⅲ 組織・人事の改革【時代に即応した組織編制と人事管理の確立】		
1 簡素で効率的な組織の構築		
1 分庁方式に対応した柔軟な組織機構	39	(総務課)
2 文化振興事業団の組織の見直し	40	(文化課)
3 新庁舎の建設	41	(新庁舎建設室)
2 定員管理、給与等の適正化		特別対策プラン編 進捗状況報告書参照
3 人材の育成		
1 人事評価制度の恒常化	42	(総務課)
Ⅳ まちづくり体制の改革【市民との協働体制・パートナーシップの確立】		
1 市民との協働、市民と行政の役割分担の再構築		
1 まちづくり基本条例の普及浸透	43	(総合政策課)
2 審議会等への女性の参加促進	44	(人権政策課)
3 市民活動の促進	45	(総合政策課)
4 審議会等の見直し	46	(総務課)
2 NPO法人、市民公益活動団体等の育成・支援		
1 市職員の地域活動への参画	47	(総務課)
2 総合型地域スポーツクラブの設立	48	(スポーツ振興課)
3 公募団体補助金制度による市民団体の育成・支援	49	(総合政策課)
4 新たな公共を担う団体の育成・支援	50	(環境課)
3 公正の確保と透明性の向上		
1 不利益処分に係る処分基準の整備	51	(総務課)
○ 千曲市債権管理基本計画に基づく徴収目標達成率等一覧表	52	

第3次行政改革大綱・実施計画の実施結果

■ 実施結果の報告にあたり

本市の行政改革は、平成16年度からの第1次行政改革大綱や、平成19年度からの第2次行政改革大綱に基づく取り組みにより、市民協働の基盤づくり、行政評価制度の導入、補助金の見直し等、一定の成果をあげてきました。

第3次行政改革大綱では、自治体としての「自立」と市民との「協働」の視点から、「経営の改革」、「財政の改革」、「組織・人事の改革」及び「まちづくり体制の改革」の4つの改革課題に対し、千曲市行政改革推進本部を中心とした全庁体制で取り組んできましたので、5年間の推進期間の終了にあたり実施結果について報告します。

■ 推進期間

平成22年度から平成26年度までの5年間

■ 実施結果の自己評価

計画達成率の平均 **72%** (特別対策プランによる項目及び計画を断念・中断した項目は除く)

区 分		取組項目数 (割合)	主 な 取 組 項 目
全 体		43 (100%)	—
計画達成率等	100%の項目 (計画どおりの実施ができた項目)	20 (47%)	○ 産業振興と企業誘致 ○ 市民活動の促進 ○ 新たな公共を担う団体の育成・支援
	うち、本大綱をもって完了した項目	(4)	○ 携帯無線機のリース期間延長 ○ 姨捨観光会館への指定管理者制度の導入 ○ 電子申請届出システムの導入と公共施設予約システムの構築 ○ 文化振興事業団の組織の見直し
	50%～99%の項目 (計画どおりの実施ができなかった項目)	10 (23%)	○ エコ・グリーンオフィス活動の推進 ○ 八幡上水道と稲荷山簡易水道との事業統合 ○ 総合型地域スポーツクラブの設立
	0%～49%の項目 (計画どおりの実施ができなかった項目)	7 (16%)	○ 体育施設への指定管理者制度の導入 ○ 給食費の徴収率の向上 ○ 公共施設等に係る受益者負担基準の策定
	計画断念・中断	6 (14%)	○ 温泉施設の指定管理料の削減 ○ 入札契約制度の改善 ○ 官民界調査の民間委託推進

実施結果の自己評価に基づく計画達成率の平均は、72%となりました。

全43取組項目のうち、計画どおりの実施ができた項目は20項目（47%）、計画どおりの実施ができなかった項目は17項目（39%）、計画断念・中断が6項目（14%）となりました。

本大綱をもって完了した項目は4項目でした。

■ 改革課題別の実施結果等

改革課題	項目数	実施結果				主 な 内 容
		100%	50%-99%	0%-49%	断念・中断	
I 経営の改革	14	6	1	2	5	「行政評価制度と事務事業の改善」及び「情報化の推進」の大半の項目は、計画どおりの実施ができたが、「民間委託の推進」は、取組みを進めたが一部を除き実施に至らなかった。
II 財政の改革	16	4	7	4	1	「市税等の徴収率の向上」は、努力が認められる項目がある一方、徴収の強化を必要とする項目が散見される。 「新たな財源の確保」は、一部を除き、計画どおりの実施ができた。
III 組織・人事の改革	4	4	0	0	0	「簡素で効率的な組織の構築」及び「人材の育成」は、全ての項目において計画どおりの実施ができた。
IV まちづくり体制の改革	9	6	2	1	0	「市民との協働、市民と行政の役割分担の再構築」は、取組みが浸透せず計画どおりの実施ができなかった項目が散見される。 「NPO法人、市民公益活動団体等の育成・支援」は、一部を除き、計画どおりの実施ができた。
合 計	43	20	10	7	6	

■ 第4次行政改革大綱に取り組むにあたって

第3次行政改革大綱の改革課題により、簡素で効率的な行政経営システムの確立、将来を見据えた安定的財政基盤の確立、時代に即応した組織編制と人事管理の確立、市民との協働体制・パートナーシップの確立に取り組んできましたが、全ての取組みが計画どおり実施できたわけではありません。

第4次行政改革大綱では、第3次行政改革大綱の改革課題を引き継ぎ、取組みの成果等を検証する中で、改善が必要な部分については見直しを行い、分権時代に相応した行政基盤の確立を目指していきます。

第3次行政改革大綱・実施計画 実施結果総括表

改革課題			計画達成率	実施結果の概要 (計画達成率の根拠等)
取組方策				
取組項目	担 当 課	ページ		
I 経営の改革【簡素で効率的な行政経営システムの確立】				
1 行政評価制度と事務事業の改善				
1 行政評価システムの恒常化	総合政策課	9	100%	行政評価として、「第1次千曲市総合計画」の進捗管理を実施するとともに、行政評価制度の定着が図れた。
2 消耗品の購入・管理の一元化	会計課	10	100%	計画した消耗品を全てについて単価契約を締結し、統一単価による購入を可能とした。全庁的な在庫管理により、調達経費の節減が図られた。
3 温泉施設の指定管理料の削減	生活安全課	11	中断	指定管理者の企業努力のみでは経費節減が厳しい状況であり、指定管理料の削減は困難であるため実施を中断する。（温泉施設の指定管理委託料の実績 平成22年度：34,723,000円→平成26年度：38,912,000円 平成22年度との比較 112.1%）
4 枠配分方式による予算編成	行政経営課	12	100%	枠配分方式による予算編成を実施し、歳出予算の圧縮を図った。
5 入札契約制度の改善	管財契約課	13	中断	全ての工事入札を一般競争入札へ移行する計画は実施し、今後も継続する。総合評価落札方式への移行は、検査体制の整備が困難等の理由から計画を中断する。電子入札システムへの参加は、現行の入札に課題がない等の理由から計画を中断する。
6 携帯無線機のリース期間延長	危機管理防災課	14	100% (H25完了)	平成24年度に携帯無線機42基すべてを1年間再リースし、平成25年度には携帯無線機の無償譲渡により全台取替えを行った。
2 公共施設等の統廃合			特別対策プラン編 進捗状況報告書参照	
3 民間委託の推進				
1 指定管理者制度の導入				
① 屋代駅市民ギャラリー	総務課・文化課	15	0%	施設使用の有料化は平成22年4月1日から実施したが、制度の導入までには至らなかった。
② 姨捨観光会館	観光課	16	100% (H26完了)	平成26年度に指定管理者制度を導入し、「一般社団法人未来志向社」と委託契約を締結した。
③ さらしなの里展望館1階	観光課	17	中断	平成24年度に、さらしなの里展望館2階部分の指定管理者である地元団体（地元区）と協議し、指定管理者制度を導入しないとしたため計画を中断する。
④ 体育施設	スポーツ振興課	18	20%	体育施設40施設中、7施設について指定管理者制度を導入したので、達成率を20%とした。（7÷40＝0.175）
⑤ 上山田健康福祉センター	福祉課・健康推進課	19	断念	「上山田健康福祉センター」は「ふれあい福祉センター」に用途変更し、地域福祉の拠点施設として有効利用を図ることになったため、指定管理者制度の導入を断念した。

II	2	官民界調査の民間委託推進	建設課	20	断念	土地家屋調査士会との協議の結果、境界確定にあたり、最終的判断は市職員に委ねる場合等、様々なケースがあり明確なルール作りが困難であることから委託を断念した。
	4	環境、省資源施策の推進				
	1	エコ・グリーンオフィス活動の推進	総務課	21	60%	推進期間5年間のうち、CO ₂ 排出量が千曲市役所環境率先行動計画に基づく基準年度（※）の排出量を下回った年度が3回（平成23、25、26年度）であったので、達成率を60%とした。（3÷5＝0.6） ※ 平成24年度までは平成21年度、平成26年度までは平成24年度が基準年度になる。
	5	情報化の推進				
	1	電子申請届出システムの導入と公共施設予約システムの構築	情報政策課	22	100% (H26完了)	電子申請届出システムの導入は、手続件数が順調に増加し浸透が図れた（件数：平成22年度 891件→平成26年度 4,030件）。公共施設予約システムは、平成28年度からスポーツ振興課にて体育施設を対象に事業開始予定となった。
II 財政の改革【将来を見据えた安定的財政基盤の確立】						
1 市税等の徴収率の向上						
1 徴収率の向上						
① 市税		債権管理課	23	100%	【計画達成率の考え方】 平成22年度から平成26年度までの各年度において、千曲市債権管理基本計画の債権別徴収計画設定表に基づく「現年度分」及び「滞納繰越分」のそれぞれの目標値が、計画どおり達成されたか否かを基準とした。 【計画達成率の算出方法】 下記「項目別の目標達成年度」の「現年度分」及び「滞納繰越分」の目標達成年度の数を合算した数値を、10（推進期間5年間×「現年度分」及び「滞納繰越分」の2種類）で除し算出した割合。 （例：②保育料の算出式は「（現年度分2＋滞納繰越分4）÷10＝0.6」となり、計画達成率は60%となる） 【項目別の目標達成年度】 ① 市税 ・現年度分 H22. 23. 24. 25. 26 ・滞納繰越分 H22. 23. 24. 25. 26 ② 保育料 ・現年度分 H22. 26 ・滞納繰越分 H22. 23. 25. 26 ③ 市営住宅使用料 ・現年度分 H22. 23. 25 ・滞納繰越分 H23. 26 ④ 同和对策住宅新築資金等貸付金 ・現年度分 H22. 23 ・滞納繰越分 H22. 23 ⑤ 介護保険料（普通徴収分） ・現年度分 H23. 24. 26 ・滞納繰越分 H24. 26 ⑥ 後期高齢者医療保険料（普通徴収分） ・現年度分 H24. 25 ・滞納繰越分 H23. 24. 25 ⑦ 上水道料 ・現年度分 H24. 25. 26 ・滞納繰越分 H22. 24. 25. 26 ⑧ 下水道使用料・下水道事業受益者負担金 ・現年度分 H23. 24. 26 ・滞納繰越分 H22. 25 ⑨ その他 第1学校給食センター ・現年度分 なし ・滞納繰越分 H24. 25 第2学校給食センター ・現年度分 なし ・滞納繰越分 H22. 23. 25	
② 保育料		こども未来課	24	60%		
③ 市営住宅使用料		建設課	25	50%		
④ 同和对策住宅新築資金等貸付金		人権政策課	26	40%		
⑤ 介護保険料		高齢福祉課	27	50%		
⑥ 後期高齢者医療保険料		健康推進課	28	50%		
⑦ 上水道料		建設課	29	70%		
⑧ 下水道使用料・下水道事業受益者負担金		下水道課	30	50%		
⑨ その他		学校給食センター	31	30%		

改革課題			計画達成率	実施結果の概要 (計画達成率の根拠等)
取組方策				
取組項目	担 当 課	ページ		
Ⅱ 財政の改革【将来を見据えた安定的財政基盤の確立】				
2 新たな財源の確保				
1 法律相談事業の有料化	総務課	32	断念	弁護士法第72条で禁止されている非弁護士の弁護士斡旋に抵触する恐れがある。また、民事不介入の原則に反するため、法律相談事業の有料化を断念した。
2 市報千曲及び市ホームページへの有料広告掲載	秘書広報課・情報政策課	33	100%	計画額（市報：年間1,386,000円、ホームページ：年間612,000円）に対し、平成26年度の実績（市報：年間1,684,800円、ホームページ：年間777,600円）が上回った。
3 産業振興と企業誘致	企業立地推進室	34	100%	新田工業団地を造成し、近隣企業へ売却した。
3 使用料、手数料の適正化				
1 公共施設等に係る受益者負担基準の策定	行政経営課	35	30%	①「公共施設受益者負担基準(案)の作成」→②「関係者への説明等」→③「公共施設受益者負担基準の策定」の三段階のうち、第一段階は実施しており、達成率を30%とした。
2 公民館等の施設に係る実費徴収金の見直し	生涯学習課	36	0%	実費徴収金の見直しは、検討の結果、「現行で適正」との結論に至ったため実施されなかった。
4 事務事業の縮小・廃止			特別対策プラン編 進捗状況報告書参照	
5 補助金制度の見直し			特別対策プラン編 進捗状況報告書参照	
6 公営企業の健全経営				
1 八幡上水道と稲荷山簡易水道との事業統合	建設課	37	50%	事業統合に向け、会計事務を「西部水道会計」に統合するとともに、必要な調査・整備を進めた。今後は、調査、基本計画作成、変更事業認可申請を進める。
2 下水道事業会計の健全経営	下水道課	38	100%	平成22年度に農業集落排水の使用料を公共下水道の使用料と同額にした。一般会計からの繰入金金を、繰出基準に基づく実施とした。
Ⅲ 組織・人事の改革【時代に即応した組織編制と人事管理の確立】				
1 簡素で効率的な組織の構築				
1 分庁方式に対応した柔軟な組織機構	総務課	39	100%	新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対応するため、組織機構の見直しを継続的に実施した。市民に分かりやすい組織機構とし、住民サービスの向上、組織の合理化等に取り組んだ。
2 文化振興事業団の組織の見直し	文化課	40	100% (H25完了)	文化振興事業団は、指定管理者として文化施設の管理運営を行っていたが、平成25年4月1日から市直営での管理運営とした等の理由から、平成25年3月31日に解散した。
3 新庁舎の建設	新庁舎建設室	41	100%	新庁舎建設は、スケジュールに基づき進捗している。公共施設の全体的な見直しは、「公共施設等総合管理計画」の策定に着手した。

2 定員管理、給与等の適正化			特別対策プラン編 進捗状況報告書参照		
3 人材の育成					
1	人事評価制度の恒常化	総務課	42	100%	人事評価制度の評価結果に基づく公正な処遇等により、人材育成を推進し適切な運用を図った。
IV まちづくり体制の改革【市民との協働体制・パートナーシップの確立】					
1 市民との協働、市民と行政の役割分担の再構築					
1	まちづくり基本条例の普及浸透	総合政策課	43	100%	機会を捉え「まちづくり基本条例」の趣旨を市民に説明した。 本条例改正の必要性を検討する会議を平成22年度及び平成26年度に実施した。結果は、いずれも改正は行わないとした。
2	審議会等への女性の参加促進	人権政策課	44	50%	「千曲市男女共同参画推進条例」の制定、「第3次千曲市男女共同参画計画」の策定、啓発事業の開催等、審議会等への女性の参加促進に継続的に取り組んだが、平成22年度から平成26年度までの各年度において、女性の公職参画率40%の目標を達成した年度はなかった。
3	市民活動の促進	総合政策課	45	100%	「千曲市協働のまちづくり行動計画」を策定し、市民とともに具体的な活動に取り組んだ。
4	審議会等の見直し	総務課	46	0%	審議会等の見直しは、取組みが浸透せず進まなかった。
2 NPO法人、市民公益活動団体等の育成・支援					
1	市職員の地域活動への参画	総務課	47	100%	年度当初の千曲市区長会連合会総会時に、区長・自治会長に対し制度の趣旨を説明した。 区・自治会から協力依頼等がある場合は、積極的に活動に関わり行動した。
2	総合型地域スポーツクラブの設立	スポーツ振興課	48	70%	総合型地域スポーツクラブの新規設立目標3クラブに対し、2クラブの設立であったので、達成率を70%とした。（2÷3=0.666）
3	公募団体補助金制度による市民団体の育成・支援	総合政策課	49	100%	補助金の公平性等の観点から適切に制度を運用し、市民団体のまちづくり活動を支援する一定の役割を果たした。
4	新たな公共を担う団体の育成・支援	環境課	50	100%	平成24年11月12日に「特定非営利活動法人 千曲市環境市民会議」を設立させた。
3 公正の確保と透明性の向上					
1	不利益処分に係る処分基準の整備	総務課	51	100%	法改正及び条例改正に伴う所定の基準の整備、見直しについて、遅滞なく対応した。
計画達成率の平均の算出について			○ 100%の計画達成率 20項目（20項目の計画達成率の合計数値：2,000 ①） ○ 50%から99%までの計画達成率 10項目（10項目の計画達成率の合計数値： 560 ②） ○ 0%から49%までの計画達成率 7項目（7項目の計画達成率の合計数値： 120 ③） ○ <u>計画達成率の平均の算出式</u> 2,680（①+②+③）÷ 37項目 ÷ <u>72%</u> （計画断念3項目、計画中断3項目）		

改革課題Ⅰ 経営の改革（簡素で効率的な行政経営システムの確立）

9

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
〔1 行政評価制度と 事務事業の改善〕	2 消耗品の購入・管理 の一元化 （各課共通で使用する消耗品は、業者との単価契約を結ぶことにより統一単価での購入が可能となり経費節減となっていることから、契約業者からの購入の徹底を図る。また、「消耗品在庫管理システム」の活用を職員に周知し不要な調達を抑え経費節減を図る。）	計画						(平成22年度) ○ 消耗品在庫管理システムにより、不用意な調達を抑え、保管されている在庫品を縮減した。 ○ 共通で使用する主な消耗品について、統一単価による納入契約を結ぶことで、調達経費の節減に努めた。 ○ 単価契約にあたっては、需要の高い品目を追加し実効性を高めるとともに、実績の少ない品目を削除して発注事務等の効率を高めた。	100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、第4次大綱でも継続的に推進 【今後の方針等】 ○ 共通で使用する主な消耗品は、業者と統一単価による納入契約を締結し、調達経費の節減を図る。 ○ 単価契約は、需要を把握し適切な品目を契約する。 【第4次大綱】 I－1－2 消耗品の購入・管理の一元化	【第2次大綱の取組項目】 I (1)5 報告書：P9 ----- ○ 消耗品単価契約調達 (H19～) ○ 消耗品在庫管理システム導入 (H19～)	会計課
		実施	⇒	⇒	⇒	⇒		(平成23年度) ○ 前年度と同様の実施 ○ 消耗品在庫管理システムは導入5年目であり、他へ提供できる物品が少なくなったため、不要品が発生した都度移管先を募集した。				
								(平成24年度) ○ 前年度と同様の実施 ○ 他へ提供できる物品がほぼないため、不要品が発生した都度各課間で物品を融通した。				
								(平成25年度) ○ 前年度と同様の実施 ○ 他へ提供できる物品がほぼないため、不要品が発生した都度各課間で物品を融通した。				
		実績	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	(平成26年度) ○ 共通で使用する主な消耗品について、統一単価による納入契約を結ぶことで、調達経費の節減に努めた。 ○ 消耗品在庫管理システムは、他課へ提供できる物品が減少するとともに、在庫管理に係るシステムへの入力が煩雑であり事務効率が低いため運用を廃止した。 ○ 他課へ提供できる物品が発生した場合は、その都度周知し、全庁的に物品を融通した。				

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
〔1 行政評価制度と 事務事業の改善〕	3 温泉施設の指定管理 料の削減 （指定管理者制度を導入 済みの温泉施設につい て、利用者の拡大向け て更なる自主事業を実施 し自主財源の確保を図 るとともに、経費節減に より効率的な管理運営を するよう指導をし、指定 管理料を削減していく。）	計画						（平成22年度） ○ 定期的に管理者と協議を行い、利用者の拡大に 向けて更なる自主事業を実施し自主財源の確保を 図るとともに、経費節減により効率的な管理運営 をするよう指導した。 （平成23年度） ○ 前年度と同様の実施 ○ 各種研修会の実施 （平成24年度） ○ 前年度と同様の実施 （平成25年度） ○ 前年度と同様の実施 （平成26年度） ○ 前年度と同様の実施 ○ 指定管理者への効率的な管理運営に係る指導は 継続するが、一律に指定管理料の削減を行うこと は昨今の社会情勢を鑑みると、管理運営上、困難 であると判断したため計画を中断する。		【成果】 検討を進めた結果、計画を中断 【今後の方針等】 消費税の増税、電気料金の値上げ、 灯油単価の上昇等、コストが増加する 社会情勢であり、指定管理者の企業努 力のみでは経費節減が厳しい状況であ る。 指定管理料の削減は困難であり、運 営状況を踏まえ、進めていかざるを得 ないものとする。	【第2次大綱の取組項目】 なし（第3次で新規）	生活安全課
		実績	実施	⇒	⇒	⇒	⇒		—			

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
〔1 行政評価制度と 事務事業の改善〕	4 枠配分方式による予 算編成 （安定的な財政基盤を構 築するために予算の圧縮 を図ることは喫緊の課題 である。しかし、シーリ ングによる一律削減は機 械的・硬直的で弾力性に 欠けているので、一般及 び臨時の経常費、義務的 経費、総合計画の実施計 画事業費については一般 財源の予算配分をす る。）	計画	研究	実施				（平成22年度） ○ 対象事業全てについて枠配分を行うことは、各課の混乱が予想され、予算の配分方法についても調整がつかなかったため、平成23年度予算編成における導入を見送った。 （平成23年度） ○ 「特別対策プラン」による歳出削減を図っているため、このプランを予算に反映させることを優先させ、平成24年度予算編成における枠配分方式の実施を見送った。 （平成24年度） ○ 平成25年度予算編成方針において、「特別対策プラン」による歳出削減を徹底させるため、予算要求時に全所属から「特別対策プラン取組状況等に関する調」の提出を求め、プランの内容を、担当者に再確認させるとともに、このプランを着実に予算に反映させていくことを全職員に周知した。（シーリングを見送り、「特別対策プラン」を着実に予算に反映させ予算の圧縮を図った。） （平成25年度） ○ 予算要求時に経費区分を「義務的経費等（人件費・扶助費・選挙費等）」、「実施計画経費（建設事業費・政策的経費）」、「その他経費（事務費・施設維持管理費等）」の3つに分け、「その他経費」について、消費税率が上がることも踏まえ枠配分（シーリング）により前年度予算以内に抑制した。 （平成26年度） ○ 前年度と同様の実施	100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、第4次大綱でも継続的に推進 【今後の方針等】 厳しい財政状況を踏まえ、枠配分方式による予算編成を継続して行ない、歳出予算の圧縮を図っていく。 【第4次大綱】 I－1－4 枠配分方式による予算編成	【第2次大綱の取組項目】 なし（第3次で新規） -----	行政経営課
		実績	研究	⇒	計画見送り（手段変更）	⇒	実施					

取組方策 （内 容）	取組項目 （内 容）	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
〔1 行政評価制度と 事務事業の改善〕	5 入札契約制度の改善 （現在、工事の品質確保 と入札手続きの透明性・ 公平性及び競争性の確保 を目的に、従来の指名競 争入札から一般競争入札 に移行しているところだ が、まだ一部の工事入札 で指名競争入札を実施し ているので、全てを一般 競争入札に移行させる。 更には総合評価落札方式 に移行させ、加えて現在 長野県で取り組んでいる 電子入札システムに参加 する。）	計画	制度見直し	研究	電子入 札			（平成22年度） ○ 定期的に開催してきた建設業者との意見交換会 で国・県・他市の状況を把握しながら制度改革に 努めた。 ○ 千曲市独自の理由等で全ての入札を一般競争入 札に移行するには至らなかった。 ○ 電子入札システムについては、当初、長野県が 平成22年度から稼働させるシステムを平成24年度 に導入する計画としたが、県内他市の導入状況、 受注側の環境が整わない等の理由で、平成24年度 の導入は困難である。 （平成23年度） ○ 一般競争入札については、入札の対象工事金額 を引き下げ、500万円以上の全工事に拡大した。 ○ 電子入札システムについては、費用対効果及び 業者の受入れ環境を考慮し、平成27年度以降とし た。 （平成24年度） ○ 建設工事の入札において、簡易型一般競争入札 試行要領及び事後審査型一般競争入札試行要領を それぞれ実施要領に改正した。 ○ 建設工事に係る委託業務について、一般競争入 札の範囲の拡大を検討した。 （平成25年度） ○ 建設工事に係る委託業務の一部（測量、建設コ ンサルタント、地質調査、補償コンサルタント） について、事後審査型一般競争入札に移行した。 ○ 最低制限価格近辺への入札が多いこと、国から の事前公表取りやめの要請などを受け、次年度中 に事後公表とするよう準備を進めた。 （平成26年度） ○ 建設工事及び建設工事に係る委託業務の予定価 格を事後公表とした。 ○ 入札手続きの透明性・公平性を図るべく、最低 制限価格の算出方法を公表した。また、予定価格 250万円を超える工事案件等については、金入り 設計書を公表することとした。 ○ 建設工事の入札は、簡易型一般競争入札及び事 後審査型一般競争入札を継続する。 ○ 総合評価落札方式への移行及び電子入札システ ムへの参加は、検討の結果、中断した。	—	【成果】 検討を進めた結果、計画を中断 【今後の方針等】 ○ 全ての工事入札を一般競争入札へ 移行 平成24年度に建設工事の入札にお いて、簡易型一般競争入札試行要領 及び事後審査型一般競争入札試行要 領をそれぞれ実施要領に改正し実施 した。今後も継続していく。 ○ 総合評価落札方式への移行計画の 中断 平成25年度末で県内19市町村が導 入している。 当市は平成20年度に1件、平成21 年度に1件を試行実施（特別簡易方 式）したが、価格点以外の点は業者 間で大きな差がなかった。 県が代行して総合評価する方式が あるが、1か月に1回の審査会のた め入札から落札決定まで時間が要す る。 市独自で実施する場合、過去の工 事成績評価が加点項目となるため検 査員のレベルアップ、意思統一、検 査体制の整備が必須となるが、当市 の現体制では困難であるとともに、 現時点で市内建設業者から導入の要 望がないことから中断する。 ○ 電子入札システムへの参加計画の 中断 県内19市中4市が導入している。 当市の入札案件の多くが「市内本 店、市内営業所」のため乗用車で最 大約30分で入札会場（更埴庁舎）に 到着することができる。 現在の書面による入札で事務的に 大きな課題がなく、市内建設業者か ら導入の要望がないことから中断す る。	【第2次大綱の取組項目】 なし（第3次で新規） -----	管財契約課

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
【1 行政評価制度と 事務事業の改善】	6 携帯無線機のリース 期間延長 （現在、消防用の資機材 についてはリース期限終 了と同時に新機種等に更 新をしていたが、今後は 使用可能なものについて は再リース（当初リース の1/10の価格）をしてい く。当面、災害時用の携 帯用無線機について順次 再リースとしていく。）	計画						（平成22年度） ○ 携帯無線機のリース総数42基のうち、27基を再 リースした。 （平成23年度） ○ 携帯無線機のリース総数42基のうち、15台を再 リースし、全て再リースとした。 （平成24年度） ○ 携帯無線機のリース総数42基全てを、再リース （1年）した。 （平成25年度） ○ 総務省の施策により、ひっ迫する携帯電話用の 周波数確保のため、現行の携帯無線機の周波数が 平成30年4月1日以降使用できなくなる。 引き続き使用する場合は、新たな周波数に対応 した携帯無線機への取替えが必要となる。 ○ 市が所有する携帯無線機も取替えが必要になっ たため、所定の業者が取替え費用を負担する制度 に基づき、無償譲渡により全台取替えを行った。	100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、本大綱を もって完了 （完了年度：平成25年度）	【第2次大綱の取組項目】 なし（第3次で新規） -----	危機管理防災課
		実績	実施	⇒	⇒	⇒	⇒					
		実績	実施	⇒	⇒	完了						

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
3 民間委託の推進 （事務事業の減量化と効率化を図るため、「民間にできるものは民間に任せる」を視点に、積極的に民間委託をすすめていきます。また、指定管理者制度の推進にあたっては、真に民間活力が十分に生かされるかを検討するとともに、市民が主体となって組織するNPO法人等を養成するなどして、今後の指定管理者を育てる取り組みをすすめていきます。）	1 指定管理者制度の導入 【① 屋代駅市民ギャラリー】 （立地条件の良さと展示が無料ということから希望が多く、年間を通して予約がいっぱいという状況にある。民間のノウハウを活かし屋代駅を核とした地域の活性化を図るため指定管理者制度の導入を検討する。なお、これに先駆けて平成22年度から展示を有料とする。）	計画						（平成22年度） ○ 受益者負担の原則に基づき、平成22年4月1日から施設使用を有料化した。 （使用料収入229,800円） ○ 施設の有効活用を図るため、現状と課題を整理し検討を行った。 （平成23年度） ○ 前年度と同様の実施（使用料収入234,000円） （平成24年度） ○ 前年度と同様の実施（使用料収入187,800円） （平成25年度） ○ 前年度と同様の実施（使用料収入159,600円） （平成26年度） ○ 前年度と同様の実施（使用料収入153,000円） ○ 平成26年4月1日より、貸館業務を総務課から文化課へ移管した。 ○ 指定管理者制度導入に向け、関係課による情報共有及び検討を行った。	0%	【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次大綱で継続的に推進 【今後の方針等】 ○ 平成22年4月から施設使用を有料化し、利用者に応分の負担を求めることができたが、有料化後の利用率が減少してきており、利用者も固定化傾向にある。 また、貸館の使用単位を1日から1週間に変更したことから、利用者の利用希望期間が重なるケースが生じているため改善の必要がある。 ○ 当該施設は、「市民の自由な文化芸術の展示・発表の場の提供」を目的としているが、物品販売の要望もあることから、民間のノウハウを活かした活用が図れるよう、引き続き指定管理者制度の導入に向け検討を行う。 【第4次大綱】 I-3-1 指定管理者制度の導入 (1) 屋代駅市民ギャラリー	【第2次大綱の取組項目】 I(6)6 報告書：P20 ----- ○ 利用状況等の調査を実施 ○ 屋代駅市民ギャラリー条例改正（H21.9）	総務課・文化課
		実績										

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
〔3 民間委託の推進〕	1 指定管理者制度の導入 【② 姨捨観光会館】 （現在、そば店「楽月庵」が入居しているが、建物の半分を占める和室広間が活用されていない状況にある。よって、指定管理者制度を導入し建物全体の有効活用を図る。）	計画						（平成22年度） ○ 平成24年度指定管理導入に向け、市が管理する方法がよいのか検討。借主と今後の進め方について協議する中で、借主からの申し出により平成24年11月まで賃貸借契約を延長した。 （平成23年度） ○ 指定管理を含めた今後の利活用について、経済部内で検討会議を開催した。 その結果、外部の観光事業者より提案及びアドバイスを聞く中で検討することとした。 （平成24年度） ○ 今後の利活用について、観光事業者のアドバイスを聞く中で、産・学・官連携による学生からの提案を求め検討することとした。 ○ 平成24年11月以降空き店舗になってしまうことから、平成25年11月まで賃貸借契約を延長することとした。 （平成25年度） ○ 前使用者との契約が満了し、また、観光事業者等からの施設活用のアドバイス等を踏まえ、当該施設を条例を改正し指定管理者制度導入施設とするとともに指定管理者の応募をした。 （平成26年度） ○ 指定管理者を募集し、選定を行った結果、平成26年6月に、「一般社団法人未来志向社」と委託契約を締結し、同年9月から営業を開始した。	100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、本大綱をもって完了 （完了年度：平成26年度） 【今後の方針等】 より良い有効活用を支援していく。	【第2次大綱の取組項目】 なし（第3次で新規）	観光課
		実績	研究募集	実施								
		実績	調整	⇒	⇒	研究募集	実施					

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
〔3 民間委託の推進〕	1 指定管理者制度の導入 【③ さらしなの里展望館1階】 （現在、二階の和室広間が指定管理者制度になっているが、展望館として一体的な管理が望ましいので、二階の指定管理期間が満了した翌年（平成25年）度から一階の店舗を含めた指定管理者制度へと移行する。）	計画						（平成22年度） ○ 平成25年度指定管理者制度導入に向け、市が管理する方法がよいか検討した。 （平成23年度） ○ 指定管理を含めた今後の利活用について、経済部内で検討会議を開催した。 その結果、現在の借主の意向を含め、地元区と協議することとした。 （平成24年度） ○ 指定管理期間が平成24年度末で満了するため、今後の利活用について、指定管理者である地元団体（地元区）と協議し、1階は飲食店、2階は指定管理とすることとした。 （平成25年度） ○ 施設の更なる活用を図るため、1階の飲食店は前年度から営業を休止していた店舗について、新たな借り受け者（経営者）を決め、7月から営業を再開した。 ○ 2階の指定管理施設については、引き続き地元区による管理とした。	—	【成果】 検討を進めた結果、計画を中断 【今後の方針等】 さらしなの里展望館1階は、指定管理者制度を導入しないこととしたが、今後も引き続きより良い管理運営形態を検討していく。	【第2次大綱の取組項目】 なし（第3次で新規）	観光課
		実績	調整	⇒	募集	実施						
		実績	検討	⇒	方針決定（一階の指定管理者制度不導入）	計画中断						

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
〔3 民間委託の推進〕	1 指定管理者制度の導入 【④ 体育施設】 （現在、市内の体育施設について、受付及び通常管理は主に更埴地域シルバー人材センターへ業務委託している。市民プールをはじめ、これらの体育施設について、施設利用者へのサービスの向上と施設管理費の節減を図るため、体制の整った施設から順次指定管理者制度への移行を検討していく。）	計画						（平成22年度） ○ 5月までに、飯山市・中野市等の指定管理実施状況の調査並びに千曲市体育施設の現況から、課内検討により指定管理運営施設案を決定した。 ○ 7月に第三者からの意見聴取として、社会教育委員より意見聴取した。 ○ 9月、体育施設の管理について、指定管理制度を導入するため、条例を改正した。 ○ 12月、市議会定例会により、指定管理者の指定について議決を得た。 （平成23年度） ○ 年度当初から指定管理者制度による体育施設の管理を開始した。 ○ 定期的に会議や打合せを行い、指定管理施設とそれ以外の施設にサービスの差が出ないように、また、良い点は相互に採用するなどサービスの向上に心がけた。 （平成24年度） ○ 前年度と同様の実施 （平成25年度） ○ 1期目の契約（3か年）が満了を迎え、業務成績が良好であり、同体育協会に引き続き継続して委託する方向で手続きを進めた。 （平成26年度） ○ 特定非営利活動法人千曲市体育協会と委託契約を締結し、1期目と同様に下記体育施設について指定管理者制度による維持管理を行った。 ・更埴体育館 ・勤労者体育センター ・東部体育館 ・更埴テニスコート第1コート ・更埴テニスコート第2コート ・東部テニスコート ・弓道場 ○ 体育施設40施設のうち、7施設について指定管理者制度を導入した。	20%	【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次大綱で継続的に推進 【今後の方針等】 指定管理者制度が未導入の体育施設について、課題を整理し、引き続き制度導入への移行を研究していく。 【第4次大綱】 I－3－1 指定管理者制度の導入 (2) 体育施設	【第2次大綱の取組項目】 I (6) 6① 報告書：P18 ----- ○ 他市の指定管理者制度状況の視察 ○ 課内の検討会の実施	スポーツ振興課
		実績	検討	検討（実施）	⇒	⇒	⇒					

取組方策 (内 容)	取組項目 (内 容)	計画 実績	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当 課
			22	23	24	25	26					
〔3 民間委託の推進〕	1 指定管理者制度の導入 【⑤ 上山田健康福祉センター】 （本施設での保健センター業務は戸倉保健センターに統合した。現在は社会福祉協議会の事務所があり事業実施施設としているほか、市の障害者地域活動支援センターとして一部利用している。障害者地域活動支援センターは指定管理者制度へ移行し、他は廃止・用途変更を含め検討する。）	計画	検討	実施				（平成22年度） ○ 健康福祉部関係課により、上山田健康福祉センター有効利用検討会を開催した。 ○ 当施設を、社会福祉協議会事務局として更埴老人福祉センターから移転させ一本化させることについて合意を得た。 ○ 現在の施設利用者が、用途変更後も引き続き利用できるようにすること、更に、施設の有効活用と利用者の増加を図ることを条件に施設改修をすることで予算化をした。 （平成23年度） ○ 建築基準法に基づく指摘事項及び用途変更に係る改修工事を行った。 ○ 上山田健康福祉センター条例を廃止し、ふれあい福祉センター条例を制定した。 ○ 社会福祉協議会事務局を置き、戸倉上山田地域包括支援センター、地域活動支援センター等の地域福祉の拠点施設となったため、今後更に、地域住民はもとより、ボランティア活動等への施設貸出について「千曲市民交流広場事業」として実施（委託）することを社会福祉協議会と合意した。 ○ 施設の用途変更及び有効利用について一定の方向性が決定したため、指定管理者制度の導入は当面は実施せず、状況をみながら対応していくこととした。 （平成24年度） ○ 千曲市民交流広場運営事業を実施した。 （平成25年度） ○ 千曲市民交流広場運営事業を実施した。 ○ 建物の耐震診断を実施した。 （平成26年度） ○ 千曲市民交流広場運営事業を実施した。	—	【成果】 検討を進めた結果、計画を断念 【今後の方針等】 「上山田健康福祉センター」から用途変更した「ふれあい福祉センター」は、社会福祉協議会との委託契約により運営及び維持管理を行い、同施設内に機能を有する「地域活動支援センター」についても、同協議会との委託契約により事業等を実施してしている。 現状において有効利用、効率化が図られていること等を踏まえ、指定管理者制度の導入を断念した。	【第2次大綱の取組項目】 I (7)5 報告書：P23 ----- ○ 保健センター業務の廃止（H17～） ○ 「上山田健康福祉センター利用（庁内）検討会」開催（H18） ○ 行政改革推進委員会から「施設の用途変更をして、有効利用を求める」の提言がされる。（H21.3）	福祉課・健康推進課
		実績	検討	施設の用途変更、導入断念	一部事業実施	⇒	⇒					

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
〔3 民間委託の推進〕	2 官民界調査の民間委託推進 （公共用地と隣接地の境界確定については市職員が実施しているが、複雑な場合には境界を確定することが困難な状況にある。経費節減の面からも、土地家屋調査士会と連携をとりルール作りをし、委託で対応できるようにしていく。）	計画						（平成22年度） ○ 土地家屋調査士から見積りを徴取し、経費節減できるか検討した。（業務の難易度がケースにより大きく違ったため見積額もそれに伴いかなり違った。） （平成23年度） ○ 現行体制で実施した。 （平成24年度） ○ 職員2名体制で実施した。 ○ 土地家屋調査士協会への委託は困難と判断し、今後も職員により実施することとした。 （平成25年度） ○ 土地家屋調査士が入った境界立会いが多数を占めることもあり、現行通り職員2名体制で実施した。	—	【成果】 ○ 検討を進めた結果、実施を断念 【今後の方針等】 ○ 土地家屋調査士会との協議の結果境界確定に当たり、最終的判断は市職員に委ねる場合や市職員の立会を要する場面等、様々なケースがあり明確なルール作りが困難であることから委託を断念した。 ○ 職員の技量向上や現場対応等の継承により対応する。 ○ 多くの案件が民々界に関係しているため、申請者に対して土地家屋調査士に調査依頼をするよう努める。	【第2次大綱の取組項目】 なし（第3次で新規） -----	建設課
		計画 実績	検討 ⇒	⇒	⇒	⇒	⇒					
		実績	検討 ⇒	⇒	方針決定（民間委託不実施）	実施断念						

取組方策 (内 容)	取組項目 (内 容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度）までの取組経過	担当課	
		実績	22	23	24	25	26						
4 環境、省資源施策の推進													総務課
（すべての生物の生存基盤である地球環境の大切さを自覚し、潤いとやすらぎのある良好な環境を次世代に引き継ぐため、一事業者として、環境にやさしいまちづくり、環境に配慮した事務事業、省エネ、省資源、リサイクルの推進を図ります。また、市環境率先行動計画による取り組み（電気、ガス、水道、燃料等の使用量削減）、環境に配慮した公共事業・環境保全活動を推進します。）	1 エコ・グリーンオフィス活動の推進 （市も一事業者として自らの活動により生じる環境への負荷を軽減させていくため、5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）活動の実施、省エネルギーの推進、省資源・ごみの減量化、グリーン購入の推進、庁舎・敷地内の環境美化、職員の環境保全行動の実施に取り組む。）	計画	(恒常的实施)					60%	【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次大綱で継続的に推進 CO ₂ 排出量 （平成21年度 4,872 t） ・平成22年度 4,997 t ・平成23年度 4,848 t ・平成24年度 4,883 t ・平成25年度 4,671 t ・平成26年度 3,698 t CO ₂ 排出量が千曲市役所環境率先行動計画に基づく基準年度（※）の排出量を下回った年度 H23. 25. 26 ※ 平成24年度までは平成21年度、平成26年度までは平成24年度が基準年度になる。 【今後の方針等】 環境に配慮した取り組みは、恒常的に実施するものであるため、省エネルギーの推進、省資源・ごみの減量化、グリーン購入などの実施を引続き推進する。 【第4次大綱】 I－4－1 エコ・グリーンオフィス活動の推進	【第2次大綱の取組項目】 Ⅲ(1)1 報告書：P28 ----- ○ 再生紙の裏紙利用、両面印刷、節電、節水等の実施（H15～） ○ ISO14001認証取得（H16） ○ 環境率先行動計画によるエコオフィス活動への取組み（H16～） ○ 環境保全事業の推進（H16～） ○ ノーマイカーウィーク実施（H21）			
											実績	⇒	
									(平成22年度) ○ 公共施設、公用車のエネルギー使用量及び紙の使用量・ごみの排出量の削減、温室効果ガス量の削減に努めた。 ○ 平成21年度対比で、軽油及び灯油が1％以上、ごみが13％の削減となったが、電気が4％、ガスが9％の増となったため、温室効果ガスの使用量は3％増加した。 ○ その他として、冷房の設定温度を28度以上にする取組みの実施、クールビズの実施、毎月第4週のノーマイカー通勤ウィークの実施を行った。 (平成23年度) ○ 前年度と同様、継続実施 ○ 平成22年度対比で、ごみが7％、灯油及びガスが10％以上の増となったが、電気が7％、軽油が3％の削減となったため、温室効果ガスの使用量は3％減少した。 (平成24年度) ○ 前年度と同様、継続実施 ○ 冷房の設定温度を28度から29度とし節電に努めた。 ○ 冷蔵庫、電気ポットの使用を禁止した。 ○ 施設で使用するガソリンが1％、公用車のガソリンが2％、都市ガスが21％削減。再生紙使用枚数、電気量、ごみ排出量がいずれも2％増となったが、新幹線対策などの新規プロジェクトの増加に伴い微増となった。 平年ベースと比較すると、ほぼ横ばいとなった。 (平成25年度) ○ 前年度と同様、継続実施 ○ 平成24年度対比で、再生紙3％、電気6％、ガス4％及び灯油8％を削減し、温室効果ガスCO2の排出量を4％削減した。 ○ エコ・グリーンオフィス活動が、定着している。 (平成26年度) ○ 前年度と同様、継続実施 ○ 平成25年度対比で、再生紙22％増、電気17％減、ガス8％減、灯油±0％により、CO2排出量を21％削減した。 なお、電気の削減内訳では白鳥園の休館が大きいものの、電力デマンド監視装置により総電力量の抑制効果も現れている。 また、再生紙は自庁印刷の増加により大幅に増える結果となった。 ○ エコ・グリーンオフィス活動が定着している。				

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
5 情報化の推進 (インターネットを利用した届出や申請、公共施設予約など市民が利用しやすいサービスの提供を目指します。また、庁内システムの運用経費の増大が課題となっており、導入・再構築時には、業務の見直しを行い、市に見合ったシステムの構築を行うなど情報化に係る経費の抑制を図ります。)	1 電子申請届出システムの導入と公共施設予約システムの構築 (平成19年度より申請書と簡易な届出関係をホームページに掲載しているが、今後は掲載する申請書・届出書の種類を増やし、住民の利便性と事務の効率化を図る。また、公共施設予約システムを構築していく。)	計画						(平成22年度) ○ 簡易申請サービス登録フォーム (H19～継続分を含む) 全22件 ○ 手続件数 合計891件 (H19: 419件、H20: 900件、H21: 1,005件) ○ 公共施設予約システムは調査研究中	100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、本大綱をもって完了 【今後の方針等】 ○ 「電子申請届出システム」は、平成19年10月から長野県市町村電子自治体推進委員会が運用する「ながの電子申請サービス」を利用して、市民、業者等に必要な申請書・届出書を、市ホームページから提供している。 ○ 「電子申請届出システム」を利用した簡易な申し込み・届出等は、平成19年度運用当初から手続登録数や手続件数が順調に増加した。 今後も業務に安定して定着していくものと判断する。 ○ 公共施設予約システムは、平成28年度からスポーツ振興課にて体育施設を対象に事業開始予定となった。	【第2次大綱の取組項目】 I (4)1 報告書: P13 ----- ○ 地域情報化計画 [H17～H21] を策定 (H17) ○ セキュリティポリシーの周知 (H17) ○ 簡易申請サービス登録フォーム実施 (H19～) ○ 地域情報化計画 [H23～H27] 策定開始 (H21)	情報政策課
		実績						(平成23年度) ○ office申請サービス、簡易申請登録フォーム (H19～継続分を含む) 全19件 ○ 手続件数 合計769件 ○ 公共施設予約システムは調査研究中 (平成24年度) ○ 簡易申請登録フォーム (H19～継続分を含む) 全24件 ○ 手続件数 合計2,340件 ○ 公共施設予約システムは調査研究中 (平成25年度) ○ 簡易申請登録フォーム (H19～現在受付中のみ) 13件 ○ 手続件数 合計4,235件 ○ 公共施設予約システムは調査研究中 (平成26年度) ○ 簡易申請登録フォーム (H19～現在受付中のみ) 15件 ○ 手続件数 合計4,030件 ○ 公共施設予約システムは、平成28年度からスポーツ振興課にて体育施設を対象に事業開始予定となった。				

第3次行政改革大綱・実施計画 項目別実施結果

【行政改革大綱】

改革課題Ⅱ 財政の改革（将来を見据えた安定的財政基盤の確立）

取組方策 (内 容)	取組項目 (内 容)	計画 実績	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
			22	23	24	25	26					
1 市税等の徴収率の向上												
（財源の確保と負担の公平性の見地から、市税をはじめ使用料等の徴収率の向上を図っていくため、債権管理条例に基づき毎年度徴収計画を策定し、債権の適正管理と計画的な債権回収に努めます。）	1 徴収率の向上 【① 市税】 （インターネット公売を利用して動産・不動産の滞納処分を強化する。預金・給与等の債権差押えを積極的にすすめる。納税コールセンターの活用により新規滞納の発生を抑制する。関係各課の連携による滞納整理強化月間を設置する。市県民税については、県と地方税共同化をすすめ徴収率の向上を図る。）	計画	(恒常的実施)	(毎年度) ○ 滞納整理月間での電話催告（5月・12月） ○ 差押物件のインターネット公売実施による滞納税の収納 ○ 千曲市債権管理条例に基づき、千曲市債権管理基本計画及び実施計画を策定し、債権を適正管理（不納欠損の計上） ○ 長野県税徴収対策室（平成22年度は長野地方事務所）との併任徴収 (平成22年度) [税務課] ○ 債権管理係新設に伴う管理収税係との事務分担 ○ 納税コールセンター（業務委託）による「現年度分のみ滞納者」の削減（通年） (平成23年度) [税務課] ○ 長野県地方税滞納整理機構への委託開始 ○ 納税コールセンター（業務委託）による「現年度分のみ滞納者」の削減（通年） (平成24年度) ○ 債権管理課を新設し、下水道受益者負担金等の過年度滞納分を市税と一体徴収 ○ 長野県地方税滞納整理機構への委託 ○ 納税コールセンター（業務委託）の代替としての嘱託職員による電話催告により、「現年度分のみ滞納者」の削減（通年） (平成25年度) ○ 下水道受益者負担金等の過年度滞納分を市税と一体徴収 ○ 長野県地方税滞納整理機構への委託 ○ 嘱託職員の電話催告による、「現年度分のみ滞納者」の削減（通年） (平成26年度) ○ 下水道受益者負担金等の過年度滞納分を市税と一体徴収 ○ 長野県地方税滞納整理機構への委託 ○ 嘱託職員の電話催告による、「現年度分のみ滞納者」の削減（通年）					100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、第4次大綱でも継続的に推進 平成22年度から平成26年度までの各年度における、千曲市債権管理基本計画に基づく目標達成年度 ・現年度分 H22. 23. 24. 25. 26 ・滞納繰越分 H22. 23. 24. 25. 26 【今後の方針等】 ○ 千曲市債権管理基本計画に基づき債権の適正管理と計画的な回収に努める。 ○ 今後も、不動産の公売、動産のインターネット公売により滞納処分を強化すると共に、預金・給与等の債権差押えを強化する。 ○ 嘱託職員による電話催告により新規滞納の発生を抑制する。 ○ 関係各課の連携による滞納整理強化月間を設置する。 ○ 県税徴収対策室及び県地方税滞納整理機構との連携を強化し、徴収率の向上を図る。 【第4次大綱】 Ⅱ－1－1 収納率の向上 (1) 市税	【第2次大綱の取組項目】 Ⅳ(1)1① 報告書：P29 ----- ○ 一斉滞納整理 (H16～) ○ 徴収指導員配置 (H18～) ○ 県税徴収対策室職員併任による共同徴収 (H18～) ○ 差押物件のインターネット公売 (H19～) ○ 地方税共同化検討委員会による協議 (H20～) ○ 千曲市債権管理条例制定 (H20) ○ 納税コールセンター設置 (H21～) ○ 債権管理システムの導入 (H21～)	債権管理課
				実績	⇒	⇒	⇒	⇒				

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
〔1 市税等の徴収率の向上〕	1 徴収率の向上 【② 保育料】 （初期の滞納については保育園で保護者への督促状の手渡しを行い、一定期間を過ぎた滞納については担当係から電話催告や納付相談を行う。また、保育料滞納者が税の滞納者と重複することが多いため債権管理課と情報の連携を図り対応する。差押え等の滞納処分についても債権回収班の協力を得て取り組んでいく。）	計画	(恒常的实施)					60%		【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次大綱で継続的に推進 平成22年度から平成26年度までの各年度における、千曲市債権管理基本計画に基づく目標達成年度 ・現年度分 H22. 26 ・滞納繰越分 H22. 23. 25. 26 【今後の方針等】 千曲市債権管理基本計画に基づき、債権の適正管理と計画的な回収に努める。 【第4次大綱】 Ⅱ－1－1 収納率の向上 (2) 保育料	【第2次大綱の取組項目】 IV(1)1⑤ 報告書：P31 ----- ○ 督促状の保護者への手渡し、電話催告・臨戸徴収の実施（毎年度） ○ コンビニ収納開始（H21.4～）	こども未来課
		実績	継続的推進	⇒	⇒	⇒	⇒					

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
【1 市税等の徴収率の向上】	1 徴収率の向上 【③ 市営住宅使用料】 （千曲市債権管理条例により市営住宅使用料金に係る債権管理のスケジュール化や債権処理対策の強化により収納率の向上に努め市民負担の公平性を確保する。生活等の実態把握に努めるとともに、職員による電話督促・訪問徴収を実施する。）	計画	(恒常的实施)					50%		【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次大綱で継続的に推進 平成22年度から平成26年度までの各年度における、千曲市債権管理基本計画に基づく目標達成年度 ・現年度分 H22. 23. 25 ・滞納繰越分 H23. 26 【今後の方針】 ○ 千曲市債権管理条例による債権管理の適正化を進める。 ○ 滞納整理事務処理要綱による、督促、催告、電話催告（主に現年度滞納分）及び訪問徴収（8月・10月・2月） ○ 税金・水道料等、担当課との連携 ○ 執行停止処分の実施 【第4次大綱】 Ⅱ－1－1 収納率の向上 (3) 市営住宅使用料	【第2次大綱の取組項目】 IV (1) 1③ 報告書：P30 ----- ○ 滞納整理事務処理要綱の策定（H19） ○ 督促、催告状、電話催告訪問徴収の実施（毎年度） ○ 税金など徴収担当との連携（毎年度）	建設課
		実績	継続的推進	⇒	⇒	⇒	⇒					

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
【1 市税等の徴収率の向上】	1 徴収率の向上 【④ 同和对策住宅新築資金等貸付金】 （「千曲市債権管理条例」に基づき債権の回収に努める。債権管理課と連携を図り、滞納者の生活実態の把握に努める。）	計画	(恒常的实施)					(平成22年度) ○ 課全員による電話催促及び臨戸徴収の実施（5月、12月）、お盆の時期には催告書の発送を行った。 ○ 滞納者の訪問徴収を強化し、今まで音信不通等で返済が滞っていた者の連絡先を調査し、定期返済の誓約書を提出させ、7人より定期返納されるようになった。 ○ 破産者について、債権管理対策推進部会に必要書類を提出し、年度末付けで債権放棄をした。 (平成23年度) ○ 課全員による電話催促及び臨戸徴収の実施（5月、12月）、お盆の時期には催告書の発送を行った。 ○ 滞納者の訪問徴収を強化し、今まで音信不通等で返済が滞っていた者の連絡先を調査し、定期返済の誓約書を提出させ、1人より定期返納されるようになった。 ○ 3名の繰上償還。 (平成24年度) ○ 課全員による電話催促及び臨戸徴収の実施（5月、12月）、お盆の時期には催告書の発送を行った。 ○ 納付誓約に反する滞納者への訪問を強化し、再度納付の徹底を呼びかけた。 (平成25年度) ○ 毎月の納付書発送と臨戸徴収を実施した。 ○ 市協議会と連携し滞納者へ再度納付の徹底を呼びかけた。 (平成26年度) ○ 前年度と同様の実施	40%	【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次大綱で継続的に推進 平成22年度から平成26年度までの各年度における、千曲市債権管理基本計画に基づく目標達成年度 ・現年度分 H22. 23 ・滞納繰越分 H22. 23 【今後の方針】 ○ 継続的に返済に向けた取組を行う。 ○ 滞納者の多くが生活困窮者及び高齢者であることから、連帯保証人・同居者（跡継ぎ）を含め、徴収の強化を図り、完納を目指す。 【第4次大綱】 II－1－1 収納率の向上 (4) 同和对策住宅新築資金等貸付金	【第2次大綱の取組項目】 IV (1) 1② 報告書：P29 ----- ○ 部落解放同盟市協議会と連携し、訪問徴収等を年3回実施（H21） ○ 連帯保証人から徴収1件（H21） ○ 裁判所競売配当手続1件（H21）	人権政策課
		実績	継続的推進	⇒	⇒	⇒	⇒					

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
【1 市税等の徴収率の向上】	1 徴収率の向上 【⑤ 介護保険料】 （従来から行っている電話での催告や臨戸徴収に加え、債権管理条例により発足した債権管理対策本部を中心とした納税コールセンターでの納付の勧奨、債権管理課との連携による滞納処分を積極的に行うなど徴収の強化を図っていく。また、平成22年度からは滞納処分（差押え・競売等）についても、積極的に取り組んでいく。）	計画	(恒常的实施)					50%		【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次大綱で継続的に推進 平成22年度から平成26年度までの各年度における、千曲市債権管理基本計画に基づく目標達成年度（普通徴収分） ・現年度分 H23. 24. 26 ・滞納繰越分 H24. 26 【今後の方針】 ○ 少額未納者が慢性滞納とならないよう、納期限ごとの督促状の発送、重点催告を実施する。 ○ 分納制約の推進 ○ 差押の実施 ○ 執行停止、不能欠損処理の推進 ○ 限られた人員のなかで、効率的かつ実効ある徴収成果が挙げられるよう債権管理課と連携し、機能する徴収体制についても、課内において検討を進める。 【第4次大綱】 Ⅱ－1－1 収納率の向上 (5) 介護保険料	【第2次大綱の取組項目】 IV(1)1⑥ 報告書：P31 ----- ○ 普通徴収65歳到達者向け説明会開催（毎年度） ○ 電話催告・臨戸徴収実施（毎年度） ○ 執行停止処分・不納欠損処理の実施（毎年度）	高齢福祉課
		実績										
		継続的推進	⇒	⇒	⇒	⇒						

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
【1 市税等の徴収率の向上】	1 徴収率の向上 【⑥ 後期高齢者医療保険料】 （高齢者は通知や電話での催告をしても理解を得にくいので、臨戸訪問をして理解を得ながら納付を求める。債権管理条例による納税コールセンターを活用して収納率の向上を図る。）	計画	(恒常的实施)					50%		【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次大綱で継続的に推進 平成22年度から平成26年度までの各年度における、千曲市債権管理基本計画に基づく目標達成年度（普通徴収分） ・現年度分 H24. 25 ・滞納繰越分 H23. 24. 25 【今後の方針】 ○ 後期高齢者医療の被保険者には、臨戸訪問での対応が効果的と思われるため、折衝の機会を増加し、理解を得ながら納付を求める。 ○ 預貯金等の資産調査に加え、加入生命保険の調査を実施する。 ○ 債権管理課等と連携し、効率的、効果的な滞納整理を図る。 【第4次大綱】 Ⅱ－1－1 収納率の向上 (6) 後期高齢者医療保険料	【第2次大綱の取組項目】 なし（第3次で新規） -----	健康推進課
		実績	継続的推進	⇒	⇒	⇒	⇒					

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
【1 市税等の徴収率の向上】	1 徴収率の向上 【⑦ 上水道料】 （債権管理のスケジュール化や債権処理対策の強化により収納率の向上に努める。徴収計画により早期滞納者への電話催告を実施する。長期滞納者については、定期的な臨戸徴収を実施し、悪質な滞納者については給水停止等を実施する。）	計画	(恒常的实施)					70%		【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次大綱で継続的に推進 平成22年度から平成26年度までの各年度における、千曲市債権管理基本計画に基づく目標達成年度 ・現年度分 H24. 25. 26 ・滞納繰越分 H22. 24. 25. 26 【今後の方針】 ○ 今後も継続して滞納者への催告、分納誓約等、納付につながる取組みを実施する。 ○ 不履行者に対し、給水停止措置等の対応を実施する。 【第4次大綱】 Ⅱ－1－1 収納率の向上 (7) 上水道料	【第2次大綱の取組項目】 IV (1) 1③ 報告書：P30 ○ 給水停止の実施（毎年度） H20：9件 H21：1件 ○ 早期電話催促実施（毎年度） ○ 税金など徴収担当との連携（毎年度）	建設課
		実績	継続的推進	⇒	⇒	⇒	⇒					

取組方策 (内 容)	取組項目 (内 容)	計 画	推 進 年 度					年 度 別 実 施 状 況	計 画 達 成 率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担 当 課
		実 績	22	23	24	25	26					
〔1 市税等の徴収率 の向上〕	1 徴収率の向上 【⑧ 下水道使用料・下 水道事業受益者負担金】 （健全な下水道事業経営 をすすめていくために下 水道使用料・下水道事業 受益者負担金の収納率向 上を図る。千曲市債権管 理条例に基づき債権一元 化管理体制による共同徴 収（平成22年度から）を 実施するとともに、強制 執行（平成23年度から） を実施し収納率を向上さ せる。）	計 画	(恒常的实施)					(平成22年度) ○ 一斉催告書発送（6月） ○ 電話催告（随時） ○ 臨戸催告（随時） ○ 口座振替促進（宅地内排水施設工事検査時） ○ コンビニ収納の実施 ○ 下水道課職員全員による戸別訪問、電話催告の 実施（11、2月） (平成23年度) ○ 前年度と同様の実施 (平成24年度) ○ 前年度と同様の実施 (平成25年度) ○ 一斉催告書発送（7、2月） ○ 口座振替促進（宅地内排水施設工事検査時） ○ コンビニ収納の実施 ○ 下水道課長及び管理係職員による戸別訪問、電 話催告の実施（5、9、12、3月） (平成26年度) ○ 年間を通し、滞納が長期化・高額化しないよう 未納の短期解消対策を図った。 ○ 一斉催告書発送（7、2月） ○ 口座振替促進（宅地内排水施設工事検査時） ○ コンビニ収納の実施 ○ 下水道課管理係職員による戸別訪問、電話催告 の実施（6、9、12、3月）	50%	【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次 大綱で継続的に推進 平成22年度から平成26年度までの各 年度における、千曲市債権管理基本計 画に基づく目標達成年度 ・現年度分 H23. 24. 26 ・滞納繰越分 H22. 25 【今後の方針】 未納対策は、未納者に対する継続的 な催告が重要であるため、今後も継続 して実施する。 【第4次大綱】 Ⅱ－1－1 収納率の向上 (8) 下水道使用料・下水道事業受益 者負担金	【第2次大綱の取組項目】 IV(1)1④ 報告書：P30 ----- ○ 使用料のコンビニ収納 開始（H18. 12～） ○ 課全員による戸別訪問 と電話催告実施 （H21. 11、H22. 2）	下 水 道 課
		実 績										

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
【1 市税等の徴収率の向上】	1 徴収率の向上 【⑨ その他】 (給食費・駐車場料金等の収納率の向上を図る。滞納者への計画訪問・納入催告を行う。千曲市債権管理条例に基づき債権一元化管理体制による共同徴収を実施する。)	計画	(恒常的实施)					(平成22年度) ○ 催告書の発送 第1学校給食センター 10月 第2学校給食センター 12月 ○ 電話催告(随時) ○ 学校より催告 第2学校給食センター 3月 ○ 保護者への呼出通知、電話 ○ 家庭訪問の際に納付依頼 (平成23年度) ○ 催告書の発送 第1学校給食センター 5、2月 第2学校給食センター 12月 ○ 電話催告(随時) ○ 学校長へ協力要請 第1学校給食センター 4、9、1、3月 第2学校給食センター 12、3月 (平成24年度) ○ 催告書の発送 第1学校給食センター 5、12月 第2学校給食センター 12月 ○ 電話催告(随時) ○ 学校長へ協力要請 第1学校給食センター 4、10、1、3月 (平成25年度) ○ 催告書の発送 第1学校給食センター 12月 第2学校給食センター 12月 ○ 電話催告(随時) ○ 学校長へ協力要請 第1学校給食センター 4、10、1、3月 第2学校給食センター 4、10、1、3月 (平成26年度) ○ 催告書の発送 第1学校給食センター 12月 第2学校給食センター 12月 ○ 電話催告(随時) ○ 学校長へ協力要請 第1学校給食センター 5、11、1、3月 第2学校給食センター 4、10、1、3月	30%	【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次大綱で継続的に推進 平成22年度から平成26年度までの各年度における、千曲市債権管理基本計画に基づく目標達成年度 第1学校給食センター ・現年度分 なし ・滞納繰越分 H24. 25 第2学校給食センター ・現年度分 なし ・滞納繰越分 H22. 23. 25 【今後の方針】 ○ 催告書の発送 ○ 電話催告、臨戸徴収の実施 ○ 学校と連携し徴収率の向上を図る ○ 児童手当等の支給と連動した納入催告の実施 ○ 債権一元化管理体制による共同徴収の実施 【第4次大綱】 II-1-1 収納率の向上 (9) 学校給食費	【第2次大綱の取組項目】 なし(第3次で新規)	学校給食センター
		実績	⇒	⇒	⇒	⇒						

取組方策 (内 容)	取組項目 (内 容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度）までの取組経過	担当課	
		実績	22	23	24	25	26						
2 新たな財源の確保													総務課
（将来にわたって安定した財政基盤を確立するため、地域資源を生かした産業振興策や有効な土地利用による地域経済の活性化を図るなど、自主財源の涵養施策を推進するとともに、遊休市有地の売却、公共施設や印刷物を広告媒体に有料広告を掲載していくなど新たな財源の確保に努めます。）	1 法律相談事業の有料化 （現在、月2回の法律相談は相談者の負担を求めず実施しているが、相談者は特定されるため受益者として応分の負担が求められる。他市の状況等を見極めながら、一定の受益者負担について検討していく。）	計画	検 討					—	【成果】 検討を進めた結果、実施を断念	【第2次大綱の取組項目】 IV(1)3 報告書：P32 ----- ○ 有料化検討の結果、他市での実施もなく、当面現状どおりとした。 (H19)			
		実績	状況調査	無料継続	⇒	⇒	実施断念						

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
[2] 新たな財源の確保]	2 市報千曲及び市ホームページへの有料広告掲載 (市報千曲においては平成19年度より有料広告を掲載している。この広告を引き続き実施するとともに平成22年度からは市ホームページにバナー広告を掲載し財源涵養策の一助とする。(予定収入額)市報：年間1,386,000円、ホームページ：年間612,000円)	計画						(平成22年度) ○ 市報千曲への有料広告の掲載を継続し、毎号4枠を設置し、1,678,320円の収入となった。 ○ 「千曲市ホームページ広告掲載基準」を定め、トップページに4枠を設けた。 ○ 市ホームページ広告掲載について、広告代理店9者による見積もり入札の結果、最高額の広告代理店と契約した(4枠で42,000円/月)。 ○ ホームページ広告掲載の収入は、6月1日から掲載を開始し、初年度収入は、420,000円となった。 (平成23年度) ○ 前年度と同様の実施 収入額 ・ 市報 1,629,810円 ・ ホームページ 504,000円 (平成24年度) ○ 前年度と同様の実施 収入額 ・ 市報 1,617,000円 ・ ホームページ 508,800円	100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、第4次大綱でも継続的に推進 【今後の方針等】 市報の電子媒体での閲覧(広告掲載先の拡大)、ホームページの広告枠拡大など継続的に安定収入を図りたい。 【第4次大綱】 Ⅱ-2-2 市報千曲及び市ホームページへの有料広告掲載	【第2次大綱の取組項目】 IV(1)2 報告書:P32 ----- ○ 市報への有料広告掲載(H19.2~)	秘書広報課・情報政策課
		実績	実施	継続	⇒	⇒	⇒	(平成25年度) ○ 前年度と同様の実施 収入額 ・ 市報 1,749,696円 ・ ホームページ 513,600円 (平成26年度) ○ ホームページ広告を6枠に拡大した。 ○ 他、前年度と同様の実施 収入額 ・ 市報 1,684,800円 ・ ホームページ 777,600円				

取組方策 (内 容)	取組項目 (内 容)	計 画	推 進 年 度					年 度 別 実 施 状 況	計 画 達 成 率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担 当 課
		実 績	22	23	24	25	26					
〔2 新たな財源の確保〕	3 産業振興と企業誘致 （高速道路のインターチェンジ及びジャンクションという交通の要衝としての意義は大きく、産業用地については県内外から引合いがある状況である。今後は、オーダーメイド方式による産業用地の確保を図りつつ、あわせて将来の好景気を迎えたときに備え工業団地の造成の検討をしていく。）	計 画	検 討	⇒	⇒	⇒	⇒	(平成22年度) ○ 平成20年に策定した「国土利用計画（千曲市計画）」、平成21年に策定した「都市計画マスタープラン」により、具体的に産業用地の場所を絞り込んだ。 (平成23年度) ○ 「産業用地確保に関する企画政策会議」を立ち上げ、関係課と協議をした。 ○ 新田地区の工業専用地域の未利用地について、地権者の意向を確認したところ、賃借を含め全員が譲渡希望であったが、市が造成して分譲することは財政上不利であり、困難なため断念する。 今後は、当該地を積極的にPRしていく。 (平成24年度) ○ 新田地区の他、市内空き工場情報の収集とともに企業訪問をしてPRに努めた。 (平成25年度) ○ 新田地区工業専用地域の近隣企業から工業用地造成の依頼があり、地権者交渉に当たる。売買単価まで決定する。 ○ 副市長をトップとする「企業立地推進本部」を立ち上げ、情報収集に当たっては庁内一丸となって進める体制が整う。 ○ 長野県東京事務所に職員を派遣し、県外の企業誘致を目指す。 (平成26年度) ○ 土地開発公社が代行して、新田工業団地の用地を取得し、造成工事を実施した。 ○ 市が、その用地を買い取り、近隣企業へ売却した。	100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、第4次大綱でも継続的に推進 【今後の方針等】 企業立地推進本部を中心に、新たな企業誘致戦略を練り、市内への企業立地推進を図ることにより、市民の雇用創出並びに地域産業の振興及び活性化に繋げていく。 【第4次大綱】 Ⅱ－2－3 産業振興と企業誘致	【第2次大綱の取組項目】 なし（第3次で新規） -----	企 業 立 地 推 進 室
		実 績	検 討 （課内）	⇒ （庁内）	⇒	工業団地造成事業に着手	工業団地造成事業の完了					

取組方策 (内 容)	取組項目 (内 容)	計 画	推 進 年 度					年 度 別 実 施 状 況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担 当 課	
		実績	22	23	24	25	26						
3 使用料、手数料の適正化													
（公共施設や行政サービスを利用する人と、利用しない人との負担の公平性を確保するという観点から、負担割合の明確化を図り、各種使用料、手数料の適正化に取り組みます。）	1 公共施設等に係る受益者負担基準の策定 （現在、市が提供する行政サービスに対する受益者負担、及び公共施設の使用に対する利用者負担等の統一的な算定基準がないため、類似サービスでの均衡がとれていない。よって、 個々の行政サービス、施設の受益者負担のあり方についての統一的な基準を定め、市全体の「受益者負担の適正化」を図る。）	計 画	策 定					（平成22年度） ○ 前年度の須坂市への視察（平成22年1月26日）をもとに検討をしたが基準の策定には至らなかった。 （平成23年度） ○ 「公共施設利用者負担基準」の素案を作成するとともに、使用料を徴取している全ての公共施設についてコスト計算書を作成し、施設ごとの負担基準に基づく利用者負担額を算出した。 （平成24年度） ○ 基準の素案等について各課へ周知した。 ○ 行政改革推進委員会に「基準策定中」の旨を報告した。 （平成25年度） ○ 「基準」（案）について、行政改革推進委員会による協議を経て、「基本的に原案のとおり進めるよう」との提言を得た。 （平成26年度） ○ 消費税率の改正を考慮し、実施を見送り。	30%	【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次大綱で継続的に推進 【今後の方針等】 行政改革推進委員会からの付帯意見を再検討する。 そのうえで、関係者への説明等を行い、理解を得ながら策定を進める。 【第4次大綱】 Ⅱ－3－1 公共施設等に係る受益者負担基準の策定	【第2次大綱の取組項目】 Ⅳ(1)4①②④ 報告書：P33. 34 ----- ○ 文化会館3館の使用料改定・減免率見直し適用（H18） ○ 原体験の森宿泊施設主催事業の実費徴収金減免廃止（H18） ○ アートまちかどの設備利用料見直し適用（H19） ○ 体育施設の使用料一部改定・減免見直し適用（H21～）	行政 経 営 課	
													実績

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
〔3 使用料、手数料 の適正化〕	2 公民館等の施設に係 る実費徴収金の見直し (現在、公民館において は施設使用料以外の冷暖 房等の実費徴収について 10年間見直しがされずに 据え置きになっている。 また、実費徴収について も減免を行っているのが 実情である。よって、実 費徴収について金額の見 直しを行うとともに、減 免について調査検討す る。)	計画						(平成22年度) ○ 現在、実費徴収金が減免の団体は数少ないが、 使用料の減免も含め、更埴地域の4公民館と生涯 学習係で打ち合わせ会議を行った。 (平成23年度) ○ 各公民館で冷暖房等の消費電力の確認を行った ところ、実費徴収金で採算がとれているため金額 の見直しを行わないこととした。 (平成24年度) ○ 前年度と同様、料金の見直しを行わなかった。 (平成25年度) ○ 前年度と同様、料金の見直しを行わなかった。 (平成26年度) ○ 前年度と同様、料金の見直しを行わなかった。	0%	【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次 大綱で継続的に推進 【今後の方針等】 実費徴収金の見直しは、検討の結果 「現行で適正」との結論に至ったが、 数年が経過するので、再度調査検討す る。 また、減免の取扱いについて、引き 続き調査検討を行う。 【第4次大綱】 Ⅱ－3－2 公民館等の施設に係る実費徴収金の 見直し	【第2次大綱の取組項目】 IV(1)4③ 報告書：P34 ----- 【更埴地域の4公民館】 ○ 県内19市等の公民館使 用料の調査実施（H20） ○ 減免・使用料の見直し の検討実施（H21） ※ 戸倉公民館は創造館内 の施設であり、上山田公 民館は上山田文化会館内 の施設であるため、別料 金設定	生涯学 習課
		実績	検討 改定	適用								
		実績	検討	結論（料金据置き）	料金据置き	⇒	⇒					

取組方策 （内 容）	取組項目 （内 容）	計画	推進年度					年度別実施状況	計画達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度）までの取組経過	担当課	
		実績	22	23	24	25	26						
6 公営企業の健全経営													建設課
（地方公営企業として事業を行う水道事業、下水道事業については、一般会計からの基準内繰入と独立採算の基本原則に基づき、事業の効率化をすすめ、経営基盤の一層の強化に取り組んでいきます。）	1 八幡上水道と稲荷山簡易水道との事業統合 （現在、八幡上水道は企業会計で、稲荷山簡易水道は特別会計で運営しているが、経営統合をすることによって財政基盤を強化し、事業統合により水源・施設の統廃合をし経費の節減を図る。）	計画	経営統合のための調査	会計システム変更	経営統合	事業統合のための調査	事業統合認可申請	（平成22年度） ○ 簡易水道事業の配水管等の償却資産調査と管網図による確認作業を行った。 ○ 電算システムの一部を改良（償却資産入力）した。 （平成23年度） ○ 次年度会計統合後の予算編成の実施 ○ 稲荷山水道事業の引継資産・負債・資本等の整理 ○ 会計統合に向けた会計システム等の変更 ○ 事業統合に必要な水源水量調査、アセットマネジメント調査、管路耐震診断等の調査実施 （平成24年度） ○ 「西部水道会計」として実施した。 （平成25年度） ○ 新地方公営企業会計制度対応による例規、会計システム等の整備（新公営企業会計制度移行支援業務委託）を実施した。 （平成26年度） ○ 新たに適用される地方公営企業会計制度により発生する会計処理の事務作業の支援を業務委託した。 ○ 事業の統合に向け、遠方監視システム整備事業として、八幡浄水場に中央監視システムを設置した。	50%	【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次大綱で継続的に推進 【今後の方針等】 事業統合のための調査、基本計画作成、変更事業認可申請を進める。 【第4次大綱】 Ⅱ－6－1 八幡上水道と稲荷山簡易水道との事業統合	【第2次大綱の取組項目】 なし（第3次で新規） -----		
												実績	経営統合作業の実施

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
〔6 公営企業の健全経営〕	2 下水道事業会計の健全経営 （現在、3地区の農業集落排水事業の使用料金を平成20～22年度の3年間で公共下水道事業に合わせることにしている。その後についても、維持管理費・公営企業債の元利償還金の動向を見ながら、一般会計からの繰入金を繰出基準に基づく実施となるよう料金改定をし、企業会計として独立採算制を保つよう努めていく。）	計画						（平成22年度） ○ 農業集落排水の使用料を、平成20年度から平成22年度までの3年間で段階的に値上げし、平成23年1月分より公共下水道の使用料と同額にした。 （平成23年度） ○ 料金改定に対する動向把握を行った。 （平成24年度） ○ 使用料の値上げの必要性を含め、現在の経営状況を客観的に判断するため、経営状況診断を業務委託した。 （平成25年度） ○ 経営診断の結果により、経営上の課題が明らかになったため、水洗化率の向上と、収納率の向上に取り組んだ。 ○ 平成26年度当初からの消費税率の引上げに伴う料金改定を行った。 （平成26年度） ○ 引き続き、広報等により水洗化率の向上を図る取り組みを実施するとともに、継続的な未納対策を行うことにより収納率の向上に取り組んだ。 ○ 消費税率の引上げに伴う料金改定を行った。 ○ 新会計基準に対応した、経営分析を行った。	100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、第4次大綱でも継続的に推進 【今後の方針等】 元利償還金の償還ピークを迎えるにあたり、長期的な経営シミュレーションを常に把握し、留保資金の残高を見極め、下水道事業の健全経営を行う。 【第4次大綱】 II－6－2 下水道事業会計の健全経営	【第2次大綱の取組項目】 なし（第3次で新規） -----	下水道課
		実績	料金改定	動向把握	諮問答申	料金改定	動向把握					

第3次行政改革大綱・実施計画 項目別実施結果

【行政改革大綱】

改革課題Ⅲ 組織・人事の改革（時代に即応した組織編制と人事管理の確立）

取組方策 （内 容）	取組項目 （内 容）	計画 実績	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課	
			22	23	24	25	26						
1 簡素で効率的な組織の構築													総務課
（分庁方式に対応した柔軟な組織機構の見直しを行います。また、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織を構築します。新庁舎に対応した組織のあり方については、住民サービスの提供や住民の利便性、経費の面等から総合的に検討します。）	1 分庁方式に対応した柔軟な組織機構 （本庁機能と支所機能の役割と事務の平準化を図るとともに、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、スクラップ・アンド・ビルドを原則として組織機構の見直しを継続して実施していく。課、係等の集約化を図り、市民に分かりやすい組織機構を目指す。）	計画	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	（平成22年度） ○ 新幹線新駅誘致などの新たな行政課題に対応するため組織機構の見直しを行い、平成23年度から副部長及び1室の設置と2系の統合を決定した。 （平成23年度） ○ 喫緊の行政課題に対応するため、総務部を総務部と企画政策部に再編するとともに、環境部と市民生活部を統合し市民環境部とした。 ○ 新庁舎建設に向けた庁舎建設準備室と、市税等の収納率向上のための債権管理課を新設した。 ○ 組織の簡素化を図るため、管財契約課等において10係を5係に統合した。 （平成24年度） ○ 経済部内に企業立地推進室を設置するなど市が掲げる重点施策に対応できる組織改変を行った。 （平成25年度） ○ 白鳥園の休止に伴い、平成26年度から温泉施設課を廃止し、生活安全課に温泉施設係を設置することとした。 （平成26年度） ○ 平成27年度からの組織改正として、人口減少、少子化対策、次世代支援等を担当する「次世代支援部」を新設し、「地域活力創造課」及び「こども未来課」の2課体制とすることとした。 ○ 国等の政策を情報収集し、部課を横断して政策立案ができるよう、企画政策部に「総合政策担当部長」を新たに配置することとした。 ○ 観光・ショッピング等、「人」・「もの」が活発に行き交い、交流人口の拡大、特産品のブランド力の向上を図るため、経済部に「観光ブランド戦略担当部長」を新たに配置することとした。	100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、第4次大綱でも継続的に推進 【今後の方針等】 ○ 新たな行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、組織機構の見直しを継続して実施していくとともに、課、係等の集約化を図り、市民に分りやすい組織機構を目指す。 ○ 新大綱の「分庁方式に対応した柔軟な組織機構」に対する取組みは、新庁舎の供用開始をもって終了とする。 【第4次大綱】 Ⅲ－1－1 時代のニーズに即応した柔軟な組織機構（分庁方式に対応した柔軟な組織機構）	【第2次大綱の取組項目】 Ⅱ (1)1 報告書：P25 ----- ○ 組織機構見直し検討委員会の開催（H16～） ○ 組織機構見直し（H16～） ○ 組織機構見直し検討委員会に部会を設置し職員定員適正化計画に応じた検討を実施（H20）		
												実績	

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
【1 簡素で効率的な組織の構築】	2 文化振興事業団の組織の見直し （平成18年度から文化施設の管理・運営については文化振興事業団に指名の指定管理委託をしているが、平成25年度以降は公募による委託となる予定のため事業団への管理・運営は保証できなくなる。よって、それまでに『あり方検討委員会』を設置し、組織の存続を含めた検討をすすめる。）	計画						（平成22年度） ○ 市の公益法人制度改革に伴う新制度への対応を含めて、事業団を交え検討した。 （平成23年度） ○ 企画政策会議を設置し検討した結果、事業団を指定管理者としている施設については、全て平成25年度より市直営とすることを提言した。 ○ 部長会議において、基本的には全施設を直営とするという方向付けがなされたが、「ふる里漫画館」及び「稲荷山宿・蔵し館」については、地元団体等が指定管理者となりうる場合は、再度、指定管理を検討することとした。 （平成24年度） ○ 全ての文化施設を平成25年度より市直営とすることを事業団に通知。 ○ 上記を受けて事業団では、平成25年3月31日をもって解散することを議決。 ○ 教育委員会において組織の再編を行い、文化課を新設した。 （平成25年度） ○ 平成25年4月1日から、市直営の管理運営を行い、事業団会計の清算を8月までに完了させた。	100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、本大綱をもって完了 （完了年度：平成25年度）	【第2次大綱の取組項目】 II (1)2 報告書：P25 ----- ○ 事業団組織規則の一部改正及び寄付行為の一部変更（H19） ○ 指定管理者制度により10施設の指定管理期間を5年で継続（H20） ○ 文化施設の安全管理・運営、専門技術等の提供を図るため、プロパー職員3名を雇用（H20） ○ 「公益法人制度」改正による法人改革について検討（H20）	文化課
		実績	検討	結論			決定（市直営）					

取組方策 （内 容）	取組項目 （内 容）	計画 実績	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課	
			22	23	24	25	26						
〔1 簡素で効率的な組織の構築〕	3 新庁舎の建設 （合併による千曲市誕生以降、旧市町の庁舎を活用した分庁舎方式をとってきたが、施設の老朽化や市民サービスの向上を図るうえからも新庁舎の建設が望まれている。よって、公共施設の全体的な見直し（後利用を含めた）を行うなかで庁舎のあり方についても検討していく。）	計画						（平成22年度） ○ 新庁舎建設調査特別委員会の設置 ○ 新庁舎建設基金への積立て（2億円） （平成23年度） ○ 新庁舎建設及び旧庁舎活用に関する企画政策会議設置（平成23年7月27日） ○ 市議会「新庁舎建設調査特別委員会」へ中間報告（平成23年9月9日）及び調査検討報告書の提出（平成24年3月21日） ○ 新庁舎建設基金への積立て（3億2千万円） 〔年度末残高：832,162千円〕 （平成24年度） ○ 市役所3庁舎の耐震診断を実施 ○ 市議会から「新庁舎建設について」の要請を受ける（平成24年6月6日）。 ○ 新庁舎建設基金への積立て（2億円） 〔年度末残高：1,036,502千円〕 （平成25年度） ○ 「新庁舎建設基本構想」を策定し、建設地を決定した。 ○ 新庁舎建設基金への積立て（5億円） 〔年度末残高：1,540,113千円〕 （平成26年度） ○ 「新庁舎建設基本計画」を策定し、具体的な機能や建設計画をまとめた。 ○ 新庁舎建設基金への積立て（4億円） 〔年度末残高：1,944,554千円〕 ○ 公共施設の全体的な見直しについては、行政経営課が主となり、「公共施設等総合管理計画」の策定に着手し、第一段階として、市内の公共施設等の現状把握と分析結果をまとめた「千曲市公共施設等総合管理計画（公共施設等白書）」を作成した。		100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、第4次大綱でも継続的に推進 【今後の方針等】 ○ 新庁舎建設は、スケジュールに基づき進捗しているため、平成30年度の完成に向け計画を推進する。 ○ 公共施設の全体的な見直しにあたっては、千曲市公共施設等総合管理計画（公共施設等白書）等を基にして、施設のあり方の検討、今後の方向付けを進める。 【第4次大綱】 Ⅲ－1－2 新庁舎の建設	【第2次大綱の取組項目】 なし（第3次で新規） -----	新庁舎建設室
		実績											

取組方策 (内 容)	取組項目 (内 容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度）までの取組経過	担当課	
		実績	22	23	24	25	26						
3 人材の育成													
（人材育成基本方針に基づき、計画的な職場研修を実施し、職員の自己研鑽、グループ研修等を支援するとともに、柔軟性、独創性、先見性にあふれる職員や政策形成能力、コーディネート能力に優れた職員を養成していきます。また、「業績評価制度」と「能力評価制度」で構成される「人事評価制度」を適正に運用していきます。そして、職員の意識・行動の改革、能力の向上、管理監督職の指導育成能力の向上等を目指します。）	1 人事評価制度の恒常化 （『人材育成基本方針』により計画的な人材育成の推進と能力開発人事システムへの改革など時代に即応した人材育成を図るため人事評価制度を適正に運用する。人事評価制度の評価結果については、勤勉手当、昇任、昇格、昇給などに反映させ、公正な処遇を図り人材育成を推進する。）	計画	(恒常的实施)					100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、第4次大綱でも継続的に推進 【今後の方針等】 人事評価制度の導入が地方公共団体に義務化されることを踏まえ、より一層、適正運用に努める。 【第4次大綱】 Ⅲ－3－1 人事評価制度の恒常化	【第2次大綱の取組項目】 Ⅱ(3)1 報告書：P27 ----- ○ 人材育成基本方針の策定（H18） ○ 人事評価制度（業績評価・能力評価）を4次の試行後、本実施（H20） ○ 評価者研修の実施（H21）	総務課		
		実績	継続的推進	⇒	⇒	⇒	⇒						

第3次行政改革大綱・実施計画 項目別実施結果

【行政改革大綱】

改革課題Ⅳ まちづくり体制の改革（市民との協働体制・パートナーシップの確立）

取組方策 （内 容）	取組項目 （内 容）	計 画	推 進 年 度					年 度 別 実 施 状 況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担 当 課
		実 績	22	23	24	25	26					
1 市民との協働、市民と行政の役割分担の再構築												
（市民と行政の役割分 担について、新たな視 点で見直しを行い、既 存の団体、審議会、コ ミュニティ体制のあり 方について市民参加の 視点をもって再考して いきます。そして、市 民活動団体の活動状況 などの情報を収集・発 信し、市民のまちづく りへの参画意識を高め ていきます。また、市 民がまちづくりの主体 として全市的な視野に 立ち、どの行政サービ ス・施策に重点をおく か選択するような体制 を構築していきます。 なお、市職員の意識改 革を促し、積極的に協 働によるまちづくりを 施策や事業に取り入れ るよう努めるととも に、職場で得た経験・ 知識をもとに地域での 問題解決にあたり、市 民参加のきっかけづく りをしていきます。）	1 まちづくり基本条例 の普及浸透 （あらゆる機会を捉え 『まちづくり基本条例』 の趣旨を市民に説明し理 解を得る。また、本条例 施行後4年を経過しない 期間ごとに見直しを行う こととしているため、平 成22年度中に見直し作業 を実施する。）	計 画 <										

総合政策課

取組方策 (内 容)	取組項目 (内 容)	計画 実績	推進年度					年 度 別 実 施 状 況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
			22	23	24	25	26					
【1 市民との協働、 市民と行政の役割分担 の再構築】	2 審議会等への女性の 参加促進 （女性の審議会等登用率 の拡大を図るため、研修 会等を通して意識改革や 人材育成を行う。また、 男女共同参画の基本理念 を定め、市・市民・事業 者等の責務を明らかにす るための条例を制定する とともに、『第2次男女 共同参画計画』を策定 し、女性の審議会等への 参画率40%を目指す。）	計画	条例制定	促進	⇒	⇒	⇒	(平成22年度) ○ 女性団体の日本女性会議への出席や、県主催の 男女共同参画フェスティバル等への参加 ○ 千曲市男女共同参画推進条例（案）の策定 ○ ふれあい講座（4講座）、啓発事業（4講座） ○ 女性の公職参画率：32.5%（平成22年4月1日 現在） (平成23年度) ○ 前年度と同様の実施 ○ 千曲市男女共同参画推進条例制定（3月議会に 議員提案により） ○ ふれあい講座（2講座）、啓発事業（3講座） ○ 女性の公職参画率：30.4%（平成23年4月1日 現在） (平成24年度) ○ 前年度と同様の実施 ○ 審議会設置に向けた要綱整備 ○ ふれあい講座（1講座）、啓発事業（3講座） ○ 女性の公職参画率：23.0%（平成24年4月1日 現在） (平成25年度) ○ 前年度と同様の実施 ○ 男女共同参画計画審議会設置 ○ ふれあい講座（2講座）、啓発事業（4講座） ○ 女性の公職参画率：24.1%（平成25年4月1日 現在） (平成26年度) ○ 前年度と同様の実施 ○ 「男女共同参画に係る市民・企業意識調査」の 実施 ○ 第3次千曲市男女共同参画計画の策定 ○ ふれあい講座（4講座）、啓発事業（2講座） ○ 女性の公職参画率：26.6%（平成26年4月1日 現在）	50%	【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次 大綱で継続的に推進 女性の公職参画率 ・平成22年度 32.5% ・平成23年度 30.4% ・平成24年度 23.0% ・平成25年度 24.1% ・平成26年度 26.6% 目標（40%）達成年度なし 【今後の方針等】 ○ 第3次千曲市男女共同参画計画を 推進し、意識改革や女性のスキルア ップ（人材育成）等を図る。 ○ 市は「審議会等の設置等に関する 基本指針」に沿い、審議会等への女 性委員の積極的な登用を促進する。 【第4次大綱】 Ⅳ－1－4 審議会等への女性の参加促進	【第2次大綱の取組項目】 Ⅰ(2)2 報告書：P11 ----- ○ 女性の参画促進のため 基本指針を周知徹底 (H16～) ○ 第2次男女共同参画計 画の策定（H21） ○ 「男女共同参画に係る 市民意識調査」の実施 (H21) ※ 女性の公職参画率 ・ H18：30.6% ・ H19：30.0% ・ H20：31.3% ・ H21：32.7% いずれも、4月1日 現在	人権政策課

取組方策 （内 容）	取組項目 （内 容）	計画 実績	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
			22	23	24	25	26					
【1 市民との協働、 市民と行政の役割分担 の再構築】	3 市民活動の促進 （今後の市政運営は『市民』と行政の協働により すすめる必要がある。各地域で展開されている市民活動の更なる広がりを 図るとともに、各課において市民参加が可能な事業を整理し実行する。）	計画						（平成22年度） ○ 市民活動団体の活動調査を行った。 ○ 協働のための指針の策定のため、調査・資料収集を行った。 （平成23年度） ○ 庁内各課に「行政と市民活動団体等との協働の現状と課題」について照会した。 ○ 「市民参画と協働を推進するための基本指針」策定委員会を設置し、委員会会議を2回実施し、指針の素々案を提示した。 （平成24年度） ○ 「市民参画と協働を推進するための基本指針」策定委員会の協働相手となる市民側組織（「公益的市民活動推進委員」）の人選を進めた。 ○ 協働推進について専門的な立場から助言を得るため「協働推進アドバイザー」の委嘱準備を進めた。 （平成25年度） ○ 区・自治会役員へのヒアリング、市民活動団体交流会、職員ワーキングチームの合同会議、市民満足度調査等を通じて、課題や推進の柱を確認しながら、「千曲市協働のまちづくり指針」を策定した。 ○ 指針策定にあたり、専門的な立場から助言を得るための「協働推進アドバイザー」の委嘱や、指針の内容について検討する「協働のまちづくり市民委員会（公益的市民活動推進委員）」の立ち上げを行った。 （平成26年度） ○ 「協働のまちづくり市民委員会」及び「千曲市協働のまちづくり行動計画策定委員会」を各2回開催し、「千曲市協働のまちづくり行動計画」を策定した。 ○ 市民活動団体交流会を発展させた「市民活動団体交流フェスタ」を、市民活動団体を中心に組織された実行委員会との共催により実施した。 ○ 国の緊急雇用創出事業を活用した「市民活動団体交流センター」を、屋代駅前通りの空き店舗に試験的に設置した。	100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、第4次大綱で次の段階へ移行 【今後の方針等】 「千曲市協働のまちづくり指針」及び「千曲市協働のまちづくり行動計画」に基づき、具体的な推進を図る。 【第4次大綱】 Ⅳ－1－3 市民活動の促進	【第2次大綱の取組項目】 なし（第3次で新規） -----	総合政策課
		実績	調査	基本指針策定委員会設置	調査・アドバイザー委嘱準備	協働のまちづくり指針策定	協働のまちづくり行動計画策定					

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
【1 市民との協働、 市民と行政の役割分担 の再構築】	4 審議会等の見直し （市民参加による行政運営をすすめるため数多くの審議会等が設置されているが、既に役割が終わったもの、他の審議会 で協議できるものなどがあるため順次整理していく。なお、委員の選出にあたっては専門的な知識のある方を広く登用するよう努めていく。）	計画						(平成22年度) ○ 「審議会等の設置等に関する基本指針」の徹底及び審議会等開催状況のホームページ更新について各課へ指導した。 ○ 委員の選出にあたっては兼務をしないように、また、任期が切れている委員については必要か否かの判断をするように各課へ要請した。 (平成23年度) ○ 前年度と同様の実施 (平成24年度) ○ 前年度と同様の実施 (平成25年度) ○ 前年度と同様の実施 (平成26年度) ○ 前年度と同様の実施	0%	【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次大綱で継続的に推進 【今後の方針等】 「審議会等の設置等に関する基本指針」の目的を徹底させ、取組みを強化するとともに、現状把握に努める。 【第4次大綱】 Ⅳ－1－1 審議会等の見直し	【第2次大綱の取組項目】 なし（第3次で新規） -----	総務課
		実績	実施	⇒	⇒	⇒	⇒					

47

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
〔2 NPO法人、市民公益活動団体等の育成・支援〕	2 総合型地域スポーツクラブの設立 （生涯スポーツ社会の実現を図るため、子どもから高齢者まで誰もがいつでも参加できる総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民による自主的・主体的なスポーツクラブの組織化及び定着化を図る。また、各種のクラブ設立後は運営に関する支援（助言等）を行うとともに、新たなクラブの発掘も行っていく。）	計画						（平成22年度） ○ はつらつ千曲クラブを、次により設立した。 ・ 設立準備会を立ち上げた以降も、クラブの周知と会員の増加を図り、スポーツ教室や体験会を実施した。 ・ 平成22年9月に総会を開催し設立した。 （平成23年度） ○ 活動拠点である事務所や活動施設について支援をし、一層の会員増と活動の活発化を支援した。 ○ PR活動などの支援を行った。 （平成24年度） ○ 活動拠点である事務所や活動施設について支援をし、一層の会員増と活動の活発化を支援した。 ○ PR活動などの支援を行った。 ○ 健康運動教室の委託を行った。 ○ 平成25年3月、NPO法人グリーンプレスプロジェクトが、総合型地域スポーツクラブとして届出を行う。（法人格は、平成23年7月に取得） （平成25年度） ○ 活動拠点である事務所や活動施設について支援をし、一層の会員増と活動の活発化を支援した。 ○ PR活動などの支援を行った。 ○ 健康運動教室の委託を行った。 ○ 施設使用の予約について、一般に優先する予約体制を実施した。 ○ 平成26年3月から、千曲アプリコットスポーツクラブが、一般社団法人化した。 （平成26年度） ○ 活動拠点である事務所や活動施設について支援をし、一層の会員増と活動の活発化を支援した。 ○ PR活動などの支援を行った。	70%	【成果】 計画どおりの実施ができず、第4次大綱で継続的に推進 総合型地域スポーツクラブの名称等 ・ 千曲アプリコットスポーツクラブ 平成22年2月設立、同届出 ・ はつらつ千曲クラブ 平成22年9月設立、同届出 ・ NPO法人グリーンプレスプロジェクト 平成23年7月設立、平成25年3月届出 【今後の方針等】 ○ 既存の3クラブの活動支援に取り組む。 ○ 中学校区に最低1団体の設立を目指し、新規団体の発掘に努める。 【第4次大綱】 IV-2-2 総合型地域スポーツクラブの設立	【第2次大綱の取組項目】 I (2)3 報告書：P11 ----- ○ はつらつ千曲クラブの総合型地域スポーツクラブ設立準備会（H21：5回開催） ○ 戸倉地区アプリコットクラブが、「千曲アプリコットスポーツクラブ」として設立（H22.2）	スポーツ振興課
		実績										

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
[2 NPO法人、市民公益活動団体等の育成・支援]	3 公募団体補助金制度による市民団体の育成・支援 (多くの団体補助金は補助率等の交付基準が曖昧であり終期の設定がなく、補助金の公平性・公益性・透明性という観点から適切ではなかった。よって、平成20年度より今まで運営費に補助をしていた団体補助金は原則廃止し公募・審査制を導入したが、今後も引き続き実施していく。)	計画						(平成22年度) ○ 「公募団体補助金」交付件数 継続 6件 新規 4件 (応募4件) (平成23年度) ○ 「公募団体補助金」交付件数 継続 7件 新規 1件 (応募1件) (平成24年度) ○ 「公募団体補助金」交付件数 継続 6件 新規 1件 (応募1件) (平成25年度) ○ 「公募団体補助金」交付件数 継続 2件 新規 1件 (応募1件) (平成26年度) ○ 「公募団体補助金」交付件数 継続 2件 新規 7件 (応募8件) ※ 最長3年間の継続交付が可能	100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、第4次大綱で次の段階へ移行 【今後の方針等】 市民団体のまちづくり活動を支援するための一定の役割を果たすことができた。 平成27年度からは「協働事業提案制度」にリニューアルし移行する。 【第4次大綱】 IV-2-4 協働事業提案制度による市民活動団体の育成・支援及び協働事業の推進	【第2次大綱の取組項目】 I (3) 1② 報告書：P13 ----- ○ 公募団体補助金制度の創設 (H19) H19 応募11件、採択2件 H20 応募7件、採択3件、一部採択4件 H21 応募4件、採択4件	総合政策課
		実績	実施	⇒	⇒	⇒	⇒					

取組方策 (内 容)	取組項目 (内 容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
〔2 NPO法人、市民公益活動団体等の育成・支援〕	4 新たな公共を担う団体の育成・支援 （環境市民会議は任意団体として70名ほどの会員により環境への取り組みをプロジェクトごとにすすめているが、財政基盤を整え市民と市が協働で環境に優しいまちづくり事業を展開するためNPO法人として自立を図る。環境市民会議のメンバーによる法人設立検討委員会を設置し、法人設立までのスケジュール等の検討を行い、法人設立をすすめる。）	計画	検討準備	発足				（平成22年度） ○ 千曲市環境市民会議のNPO法人化に向けた学習会を2回開催した。 （平成23年度） ○ 千曲市環境市民会議のNPO法人化に向けた打合せ会を2回、意見交換会を1回開催した。 （平成24年度） ○ 千曲市環境市民会議は、平成24年11月12日に正式に特定非営利活動法人となり、平成24年11月21日にNPO法人認証登録記念の会を開催した。 （平成25年度） ○ 特定非営利活動法人「千曲市環境市民会議」への事業委託を行った。 ① 環境推進事業 ② 希少種モニタリング ③ 千曲市誕生10周年記念環境フェア実施業務 ④ 環境基本計画プロジェクト評価分析業務 （平成26年度） ○ 特定非営利活動法人「千曲市環境市民会議」への事業委託を行った。 ① 環境推進事業 ② 希少種モニタリング	100%	【成果】 計画どおりの実施ができ、第4次大綱でも継続的に推進 【今後の方針等】 ○ 千曲市環境市民会議の財務体質の強化等、必要な支援に取り組む。 ○ 千曲市環境市民会議に所属していない団体の環境活動の集約・管理、新規会員の獲得を目指す。 【第4次大綱】 Ⅳ－2－3 新たな公共を担う団体の育成・支援	【第2次大綱の取組項目】 なし（第3次で新規） -----	環境課
		実績	検討準備	⇒ 発足	⇒ 事業委託							

取組方策 (内容)	取組項目 (内容)	計画	推進年度					年度別実施状況	計画 達成率 (%)	成果、今後の方針等	第2次大綱（平成21年度） までの取組経過	担当課
		実績	22	23	24	25	26					
3 公正の確保と透明性の向上 （個人情報の保護に万全を期しつつ、情報公開を積極的に推進するとともに、行政手続法及び行政手続条例の適切な運用を推進し、公正で適正な行政執行に努めます。）	1 不利益処分に係る処分基準の整備 （平成18年度に行政手続条例に規定する処分に係る審査基準を法適用・条例適用別に整備し、その後も法改正・条例改正に伴う整備を行っている。今後も処分・届出等に関し、公正を確保し透明性を向上させるため、法・条例改正に伴う見直しを行う。）	計画						100%		【成果】 計画どおりの実施ができ、第4次大綱でも継続的に推進 【今後の方針等】 法改正及び条例改正に伴う所定の基準の整備、見直しに取り組む。 【第4次大綱】 Ⅳ－3－1 行政手続きに係る処分基準の整備	【第2次大綱の取組項目】 Ⅰ(5)1 報告書：P15 ----- ○ 法適用、条例適用別に処分基準を整備（H18） ○ 法・条例改正に伴う整備（H19～）	総務課
		実績	実施	⇒	⇒	⇒	⇒					

（平成22年度）
○ 法・条例改正に伴う見直しを実施した。

（平成23年度）
○ 前年度と同様の実施

（平成24年度）
○ 前年度と同様の実施

（平成25年度）
○ 前年度と同様の実施

（平成26年度）
○ 前年度と同様の実施

千曲市債権管理基本計画に基づく徴収目標達成率等一覧表（P23からP31までの関連資料）

（単位：％）

内 容		担当課	区 分	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
				目 標	実 績	達成率	目 標	実 績	達成率	目 標	実 績	達成率	目 標	実 績	達成率	目 標	実 績	達成率
① 市税		債権管理課	現年度分	96.78	97.16	100.39	97.21	97.40	100.20	97.05	97.51	100.47	97.14	97.62	100.49	97.16	98.10	100.97
			滞納繰越分	12.39	14.05	113.40	13.67	17.94	131.24	16.82	20.15	119.80	18.05	22.74	125.98	22.51	24.49	108.80
② 保育料		こども未来課	現年度分	99.46	99.59	100.13	99.63	99.50	99.87	99.66	99.24	99.58	99.50	99.45	99.95	99.50	99.64	100.14
			滞納繰越分	5.08	10.40	204.72	10.99	17.42	158.51	12.43	11.14	89.62	12.43	15.89	127.84	16.20	20.53	126.73
③ 市営住宅使用料		建設課	現年度分	85.34	88.06	103.19	88.61	92.19	104.04	92.30	91.50	99.13	91.55	93.28	101.89	93.28	92.98	99.68
			滞納繰越分	3.06	2.40	78.43	4.35	5.02	115.40	4.95	4.84	97.78	4.85	3.81	78.56	4.36	4.76	109.17
④ 同和对策住宅新築資金等貸付金		人権政策課	現年度分	40.00	40.66	101.65	41.08	85.36	207.79	29.08	17.27	59.39	30.03	20.34	67.73	30.03	17.99	59.91
			滞納繰越分	1.53	1.76	115.03	1.59	6.52	410.06	1.45	1.36	93.79	1.45	1.20	82.76	1.45	1.33	91.72
⑤ 介護保険料（普通徴収分）		高齢福祉課	現年度分	90.00	87.82	97.58	88.32	88.68	100.41	89.00	90.94	102.18	91.00	90.47	99.42	91.00	91.17	100.19
			滞納繰越分	16.00	12.51	78.19	13.01	10.68	82.09	10.78	11.41	105.84	11.50	10.48	91.13	11.00	11.33	103.00
⑥ 後期高齢者医療保険料（普通徴収分）		健康推進課	現年度分	99.70	97.57	97.86	98.57	97.44	98.85	98.00	98.28	100.29	98.33	98.71	100.39	98.75	98.68	99.93
			滞納繰越分	26.58	22.94	86.31	23.93	24.72	103.30	24.98	28.15	112.69	28.21	33.76	119.67	28.16	27.74	98.51
⑦ 上水道料		建設課	現年度分	98.77	98.28	99.50	98.32	98.29	99.97	98.30	98.73	100.44	98.37	99.10	100.74	98.42	99.23	100.82
			滞納繰越分	23.87	48.31	202.39	49.01	44.27	90.33	42.66	45.55	106.77	42.84	43.50	101.54	42.90	43.22	100.75
⑧ 下水道使用料・下水道事業受益者負担金		下水道課	現年度分	96.12	95.92	99.79	95.97	97.14	101.22	96.20	97.42	101.27	97.64	97.62	99.98	97.74	98.28	100.55
			滞納繰越分	18.00	24.71	137.28	21.87	20.35	93.05	22.27	21.96	98.61	21.92	22.82	104.11	23.27	22.12	95.06
⑨ その他	学校給食費	第1 学校給食センター	現年度分	99.90	99.82	99.92	99.90	99.89	99.99	99.90	99.88	99.98	99.91	99.87	99.96	99.90	99.89	99.99
			滞納繰越分	63.41	22.68	35.77	79.97	40.22	50.29	42.05	47.24	112.34	42.11	59.82	142.06	41.32	30.85	74.66
		第2 学校給食センター	現年度分	100.00	99.62	99.62	99.70	99.62	99.92	99.70	99.50	99.80	99.80	99.31	99.51	99.80	99.19	99.39
			滞納繰越分	3.08	7.12	231.17	9.96	33.02	331.53	33.39	25.33	75.86	33.45	34.80	104.04	36.05	9.85	27.32